

ニ成事第466号
令和5年8月22日
ニ成事第12号
令和6年1月18日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

こども家庭庁長官
(公印省略)

就学前教育・保育施設整備交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。

別紙

就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱

(通則)

1 就学前教育・保育施設整備交付金（以下「交付金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この交付金は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業（「多様な保育促進事業の実施について」平成29年4月17日雇児発0417第4号こども家庭庁成育局長通知）に規定する事業を行う施設（以下、「こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所」という。）の新設、修理、改造又は整備に要する経費（小規模保育事業所の場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が買収する場合を含む。）、並びに保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の防音壁の整備及び保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の防犯対策の強化に係る整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。

(交付の対象)

3 この交付金は、こどもを安心して育てることが出来る体制を確保するために市町村が策定する市町村整備計画（都道府県が設置する認定こども園の場合にあっては都道府県が策定する整備計画。以下「整備計画」という。）に基づいて実施される保育所、認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所に関する施設整備事業、防音壁設置計画（以下「設置計画」という。）に基づいて実施される保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の防音壁整備事業（以下「防音壁整備事業」という。）及び防犯対策強化整備計画（以下「防犯計画」という。）に基づいて実施される保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の防犯対策強化整備事業（以下「防犯対策強化整備事業」という。）に交付する。

(定義)

4 この交付要綱において「保育所」、「認定こども園」、「小規模保育事業所」、「こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所」、「防音壁整備事業」、「防犯対策強化整備事業」とは、次の表に定める施設又は事業をいう。

区分	定義
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（同法第 56 条の 8 に規定する公私連携型保育所を含む。以下この項において同じ。） ・平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」に基づき設置する保育所分園
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」）という。）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第 34 条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。） ・認定こども園法第 3 条第 1 項に基づく認定を受けたもの又は第 3 項の認定を受けたもの及び同条第 11 項による公示がなされたもの ・認定こども園法第 3 条第 1 項に基づく認定を受けることができるもの又は第 3 項の認定を受けることができるもの及び同条第 11 項による公示がなされ得るもの ・平成 28 年 8 月 8 日府子本第 555 号・28 文科初第 682 号・雇児発 0808 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼保連携型認定こども園分園・保育所型認定こども園分園・幼稚園型認定こども園分園
小規模保育事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する事業を行う事業所
こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 4 号こども家庭庁成育局長通知「多様な保育促進事業の実施について」に基づき設置することも誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所

防音壁整備事業	・近隣住民等への配慮から防音対策を必要とする保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の防音壁設置に係る費用の一部を補助する事業
防犯対策強化整備事業	・施設の防犯対策を強化する観点から保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の防犯対策の強化に係る費用の一部を補助する事業

5 この交付要綱において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。ただし、公立の認定こども園の施設整備に関しては、別表1－6又は別表1－7に定めるところによるものとする。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	・新たに保育所、認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所を整備すること。 （地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を含む。）
修理	大規模修繕等	・既存施設について、令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。 ・地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ① 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ② その他必要と認められる上記に準ずる工事
	耐震診断	・耐震化整備を行うことを予定している既存施設について、事前に耐震診断を行うこと。
改造	増築 増改築 改築	・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。 ＊改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができます。 ＊地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増改築及び改築）については、令和5年8月22日こ成事第430号こども家庭庁成育局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。
整備	老朽民間児童福祉施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人が設置する施設について、令和5年8月22日こ成事第431号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	防音壁整備	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁の整備（市町村が必要性を認めたものに限る。）
	防犯対策の強化に係る整備	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕等必要な安全対策に係る整備

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業は、次の表の①の施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠 ((2)のイ公立認定こども園、(4) こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所、(5) 防音壁を設置する施設及び (6) 防犯対策の強化に係る整備を行う施設を除く。)により、③欄に定める設置主体が設置する施設に係る施設整備事業に対し、市町村が行う補助事業 ((2)のイ、(3) 及び (4) のうちの公立施設については、地方公共団体が実施する施設整備事業) とする。

①施設の種類	②設置根拠	③設置主体
(1) 保育所	児童福祉法第35条第4項及び同法第56条の8第3項	<p>社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人 (以下「社会福祉法人等」という。)</p> <p>ただし、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が1.0未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。</p>

(2) ア 私立認定こども園	認定こども園法第3条第2項第1号、同条第2項第2号、同条第4項第1号、第17条第1項及び第34条第3項	<p>社会福祉法人又は学校法人</p> <p>ただし、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が1.0未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。</p>
(2) イ 公立認定こども園 (ただし、認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに第3条第1項又は第3項の認定を受けた幼稚園及び同条第11項の公示を受けた幼稚園に限る。)	—	地方公共団体
(3) 小規模保育事業所	児童福祉法第34条の15第1項及び第2項	市町村が認めた者（公立施設を含む。）
(4) こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所	—	市町村が認めた者（公立施設を含む。）
(5) 防音壁を設置する施設	—	本表「①施設の種類」の(1) (2) ア (3) (4) に応じた「③設置主体」
(6) 防犯対策の強化に係る整備を行う施設	—	本表「①施設の種類」の(1) (2) ア (3) (4) に応じた「③設置主体」

(交付金の対象除外)

7 この交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合又は10【別表①】「1. 新築、増築、改築」の「3. 買収費」における当該建物の買収を除く。)に要する費用

(3) 職員の宿舎に要する費用

(4) 防音壁整備事業における、防音以外を目的とした整備に要する費用

(5) 防犯対策強化整備事業における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用

(6) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、市町村に対し、整備計画、設置計画又は防犯計画（以下「整備計画等」という。）に記載された施設整備事業に要する経費に充てるために交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、この交付金は、原則市町村に対して、整備計画等に記載された施設整備事業に要する経費に充てるために交付するものであるが、6の（2）のアについて、10の経過措置事業を行う場合は、3の整備計画に基づかない事業を都道府県として実施する場合に限り、都道府県に対して交付するものとする。この場合、11から18までにおいて、市町村が行う必要のある事務は都道府県が行うものとする。

また、6の（2）のイについて、都道府県が直接施設整備事業を実施する場合に限り、都道府県に対して交付するものとする。この場合、11から18までにおいて、市町村が行う必要のある事務は都道府県が行うものとする。

(1) 6の（1）の事業

① 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備（現在定員の増員を図るための整備が含まれている場合に限る。）にあって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う保育所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申込児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1, 2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。以下同じ。）の利用定員総数が増加する施設整備事業

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する单位ごとに、別表1-1、別表2-1で定める基準により算出した基準額の合計を交付

基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(2) ①以外の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表1－2、別表1－3、別表2－2で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表1－2、別表1－3で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していざれか少ない方の額の合計に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していざれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(2) 6の(2)のアの事業

① 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する整備計画に基づく施設整備事業であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う認定こども園が所在する保育提供区域において、2号・3号認定子どもにおける整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申込児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備（現在定員の増員を図るための整備が含まれている場合に限る。）に限る。）

ア 幼保連携型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、当該認定こども園における保育を実施する部分（以下、「保育所部分」という。）及び教育を実施する部分（以下、「教育部分」という。）について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表2－1、別表2－2で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(イ) 保育所部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していざれか少ない方の額の合計に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。教育部分も同様に算出し、それぞれを合計する。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していざれか少ない方の額の合計を交付額とする。

- イ 保育所型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表2－1、別表2－5で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。
- (イ) 保育所部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していざれか少ない方の額の合計に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。教育部分も同様に算出し、それぞれを合計する。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していざれか少ない方の額の合計を交付額とする。
- ② ①以外の場合
- ア 幼保連携型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表1－2、別表1－3、別表2－2で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいざれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。
- (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表1－2、別表1－3で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していざれか少ない方の額の合計に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していざれか少ない方の額の合計を交付額とする。
- イ 保育所型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表1－2、別表1－3、別表2－2、別表2－5で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいざれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。
- (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表1－2、別表1－3で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していざれか少ない方の額の合計に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していざれか少ない方の額の合計を交付額とする。
- ウ 幼稚園型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分につ

いて、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表1－2、別表1－3、別表2－2、別表2－5で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表1－2、別表1－3で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(3) 6の(2)のイの事業

別表1－6又は別表1－7に定める算定方法により事業ごとに算出した配分基礎額に算定割合を乗じた額と事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額とを比較して少ない方の額の総和に事務費を加えた額を交付額とする。

別表1－6又は別表1－7に定めるところにより配分基礎額を算定する場合の学級数に応ずる必要面積、園児1人当たりの基準面積その他建物の基準面積、その他必要な事項については、当分の間、「公立学校施設費国庫負担等に関する関係法令等の運用細目」(平成18年7月13日付け18文科施第188号文部科学大臣裁定)の幼稚園における取扱いと同様のものとする。

別表1－6又は別表1－7に定める事業の概要、交付対象経費の上限額及び下限額、その他必要な事項については、当分の間、「令和5年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」(令和5年4月3日付け4施施助第24号)の幼稚園における取扱いと同様のものとする。

別表1－6又は別表1－7に定めるところにより配分基礎額を算定する場合の1平方メートル当たりの建築の単価等は別途通知する。

別表1－6及び別表1－7に定める対象となる経費は、その種目が本工事費及び附帯工事費(買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあっては買収費とする。)であるものとする。

事務費は算定した交付対象経費に100分の1を乗じて算定する。

(4) 6の(3)の事業

① 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備(現在定員の増員を図るための整備が含まれている場合に限る。)に限る。)であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申込児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表2－8で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していざれか少ない方の額の合計に別表1－8で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していざれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(2) ①以外の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表1－2、別表1－3、別表2－9で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表1－2、別表1－3で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していざれか少ない方の額の合計に別表1－8で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していざれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(5) 6の(4)の事業

① 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表1－2、別表1－3、別表2－12、で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

② 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表1－2、別表1－3で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していざれか少ない方の額の合計に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

③ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、①により算出した額と②により算出した額を比較していざれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(6) 6の(5)の事業

① 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－4で定める基準額を交付基礎額とする。

② 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－4で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していざれか少ない方の額の合計に別表1－8で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

③ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、①により算出した額と②により算出した額を比較していざれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(7) 6の(6)の事業

① 門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－5の第3欄のアで定める基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していざれか少ない方の額の合計に別表1－8で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していざれか少ない方の額の合計を交付額とする。

② 非常通報装置等の設置の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－5の第3欄のイで定める基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していざれか少ない方の額の合計に別表1－8で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していざれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

9 次の表に掲げる施設整備事業に係る交付金の交付額の算定にあっては、次により算定するものとする。ただし、対象となる「保育所」、「私立認定こども園」、「小規模保育事業所」及び「こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所」が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいざれかに所在する場合、8の(1)(2)(4)(5)、9の(2)(3)(4)の算定にあっては、算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。なお、公立の認定こども園の施設整備については、別表1－6又は別表1－7に定めるところによる。

(1) 次の表の①に掲げる施設整備事業

①「保育所」、「小規模保育事業所」及び「こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所施設」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2－3、別表2－10、別表2－13で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表1－1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していざれか少ない方の額の合計に別表1－8で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していざれか少ない方の額の合計を交付額とする。

②「認定こども園」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分につい

て、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2－3、別表2－6で定める基準により算出した基準額の合計をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

- イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表1－1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1－8で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(2) 次の表の②③に掲げる施設整備事業

- ①「保育所」、「小規模保育事業所」及び「こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所施設」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2－4、別表2－11、別表2－14で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表1－1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1－8で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

- ②「認定こども園」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2－4、別表2－7で定める基準により算出した基準額の合計をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表1－1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1－8で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(3) 次の表の④⑥に掲げる施設整備事業

- ①「保育所」、「小規模保育事業所」及び「こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2－1、別表2－2、別表2－4、別表2－8、別表2－9、別表2－11、別表2－12、別表2－14で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表1－1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の

額の合計に別表1－8で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする

② 「認定こども園」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2－1、別表2－2、別表2－4、別表2－5、別表2－7、別表2－8で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表1－1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1－8で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(4) 次の表の⑤に掲げる「保育所」、「認定こども園」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業

8の(1)(2)(4)、9の(1)(2)(3)に基づいて算定し、「交付基準額表」中、「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

①	沖縄振興特別措置法第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合
②	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合
③	山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））
④	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設
⑤	平成28年4月7日雇児発第0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づき、参加する自治体が当該事業を行う場合
⑥	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設

(経過措置)

10 学校法人（学校法人以外の個人立等から学校法人立に組織変更をし、交付金の交付を決定する会計年度（以下「交付決定年度」という。）までに設置認可がなされた場合を含む。）が交付決定年度中に幼稚園型認定こども園の整備を行う場合、令和6年度までは事前に申請する市町村との協議を行うことで、8及び9に定める算定方法等にかかわらず、補助対象経費及び補助限度額は別表①及び別表②に掲げるとおりとし、補助率は3分の1以内とすることができる。ただし、地震による倒壊の危険性が高いものの耐震化に係る補助対象経費は補助率2分の1以内とすることができる。

この場合、申請手続等については11から18の規定を準用する。

【別表①】 対象経費

1. 新築、増築、改築

対象経費																											
1.本工事費	建物の躯体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等） 仕上げ関係工事（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等） 解体撤去費 実施設計費 耐力度調査費 耐震診断費 雜工事 建物に一般的に附隨するもので、建物の部分として工事される黒板、掲示板、流し、棚、鏡、保育室等の室名札、履物・雨具・カバン等の物入れ及び物掛け、換気扇、排気天蓋、スロープ、犬走り、テラス、犬走り又はテラスに附隨する足洗場及び水呑場等 家具又は備品とみなされるもの（机、椅子、タンス、カーテン等）は、建物に固定されていても対象経費には含めない。																										
2.附帯工事費	本工事に附帯する工事で、次表左欄に掲げる工事の種類ごとに同表中欄に例示するもの（当該建物に直接関係のない工事、既存建物内部の工事、同一敷地外の工事及び同表右欄に例示するものは含めない）																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の種類</th><th>附帯工事に含めるもの</th><th>附帯工事に含めないもの</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.電気工事</td><td>差し込み口、取付照明器具、建築当初から取付けられた照明灯、エレベータ（障害児が在籍している幼稚園に限る）</td><td>移動照明器具</td></tr> <tr> <td>2.給水工事</td><td>給水管、給水栓、手洗・洗面等の取付器具、給水ポンプ、貯水槽、受水槽、さく井</td><td></td></tr> <tr> <td>3.衛生工事</td><td>污水管、トラップ、便器、し尿浄化槽、污水ポンプ</td><td></td></tr> <tr> <td>4.冷暖房工事</td><td>配管、ダクト、放熱器、ボイラー及び付属設備一式 冷凍器及び付属設備一式、煙道、煙突</td><td>備品的な冷暖房器具（ストーブ等）</td></tr> <tr> <td>5.ガス工事</td><td>ガス配管、諸コック</td><td>ガス器具（コンロ等）</td></tr> <tr> <td>6.給食リフト工事</td><td>給食リフト一式</td><td></td></tr> <tr> <td>7.防火、消火工事</td><td>火災報知器、火災感知器、火災警報器、スプリンクラー、消火栓ボックス一式及び消防署への直接連絡設備</td><td>消火器</td></tr> </tbody> </table>				工事の種類	附帯工事に含めるもの	附帯工事に含めないもの	1.電気工事	差し込み口、取付照明器具、建築当初から取付けられた照明灯、エレベータ（障害児が在籍している幼稚園に限る）	移動照明器具	2.給水工事	給水管、給水栓、手洗・洗面等の取付器具、給水ポンプ、貯水槽、受水槽、さく井		3.衛生工事	污水管、トラップ、便器、し尿浄化槽、污水ポンプ		4.冷暖房工事	配管、ダクト、放熱器、ボイラー及び付属設備一式 冷凍器及び付属設備一式、煙道、煙突	備品的な冷暖房器具（ストーブ等）	5.ガス工事	ガス配管、諸コック	ガス器具（コンロ等）	6.給食リフト工事	給食リフト一式		7.防火、消火工事	火災報知器、火災感知器、火災警報器、スプリンクラー、消火栓ボックス一式及び消防署への直接連絡設備	消火器
工事の種類	附帯工事に含めるもの	附帯工事に含めないもの																									
1.電気工事	差し込み口、取付照明器具、建築当初から取付けられた照明灯、エレベータ（障害児が在籍している幼稚園に限る）	移動照明器具																									
2.給水工事	給水管、給水栓、手洗・洗面等の取付器具、給水ポンプ、貯水槽、受水槽、さく井																										
3.衛生工事	污水管、トラップ、便器、し尿浄化槽、污水ポンプ																										
4.冷暖房工事	配管、ダクト、放熱器、ボイラー及び付属設備一式 冷凍器及び付属設備一式、煙道、煙突	備品的な冷暖房器具（ストーブ等）																									
5.ガス工事	ガス配管、諸コック	ガス器具（コンロ等）																									
6.給食リフト工事	給食リフト一式																										
7.防火、消火工事	火災報知器、火災感知器、火災警報器、スプリンクラー、消火栓ボックス一式及び消防署への直接連絡設備	消火器																									

	8.放送等弱電工事	室内スピーカー、電気時計	放送器、マイクロホン、電話機
	9.避雷工事	避雷針設備工事一式	
	10.排水工事	排水管、トラップ、排水栓、側溝、排水ポンプ	
	11.門、囲障等の工事	門、さく、へい及び吹き抜けの渡り廊下	
	12.上記工事のための電気配線・配管・変圧器・分電盤・配電盤		
3.買収費	幼稚園の施設を緊急に必要とする場合に限り、原則としてそのまま園舎として使用できる建物を、適正な評価機関による評価に基づいて買収する経費 (教育効果をより高めるために必要となる軽微な補修に要する経費を含む)		

2. 屋外教育環境整備（1園当たり500万円以上の事業を対象とする）

補助対象経費	
1.樹木	施設を構成する高木・低木・草木・芝張（植樹のための土を含む）
2.アスレチック遊具	一般的な遊具は対象外〔ブランコ、ジャングルジム、鉄棒、シーソー、スベリ台等は含まない〕
3.築山・池	（園児が立ち入りできるものが望ましい）
4.屋外ステージ	建物の要件にあてはまるものは対象外
5.ベンチ	土地に固着したもの
6.花壇・畑	土地に固着したもの（腐葉土等の客土を含む）
7.水飲み場、足洗場	屋外教育環境整備に付随するもの
8.便所	建物の要件にあてはまるものは対象外
9.給排水工事	屋外教育環境整備に付随するもの
10.電気工事	屋外教育環境整備に付随する放送設備、照明設備等
11.実施設計費	交付対象工事に係る設計費とする

3. 耐震補強工事等（1園当たり400万円以上（非構造部材の耐震対策又は防災機能強化のみの場合にあっては下限はないものとする。また、避難所指定を受けている幼稚園が自家発電装置を単体で整備する場合は、1園当たり200万円以上）の事業を交付対象とする）

補助対象経費					
1.工事費及び附帯工事費	柱、壁、梁等の補強又は増設等の耐震補強、天井材等の非構造部材の耐震化又は防災機能強化に要する工事費 【防災機能強化事業】				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の種類</th><th>対象となる具体例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非構造部材の耐震化</td><td> a.外壁及びその仕上げ材（モルタル・タイル・ALC板等）の剥落・落下防止工事 b.建具及びガラスの落下防止工事 c.間仕切り及び内装材（内装仕上げ材の剥落等）の剥落・落下防止工事 d.天井材（下地材・天井ボード）及び天井器具（照明器具・空調機器等）の落下防止工事 e.屋根材（瓦材等）の落下防止工事 f.屋外避難階段等と本体建物の分離防止工事 g.設備機器（屋外空調設備・受水層・高置水槽等）の移動・転倒防止工事 h.配管（給排水配管・ガス配管・電線等）の破損 </td></tr> </tbody> </table>	工事の種類	対象となる具体例	非構造部材の耐震化	a.外壁及びその仕上げ材（モルタル・タイル・ALC板等）の剥落・落下防止工事 b.建具及びガラスの落下防止工事 c.間仕切り及び内装材（内装仕上げ材の剥落等）の剥落・落下防止工事 d.天井材（下地材・天井ボード）及び天井器具（照明器具・空調機器等）の落下防止工事 e.屋根材（瓦材等）の落下防止工事 f.屋外避難階段等と本体建物の分離防止工事 g.設備機器（屋外空調設備・受水層・高置水槽等）の移動・転倒防止工事 h.配管（給排水配管・ガス配管・電線等）の破損
工事の種類	対象となる具体例				
非構造部材の耐震化	a.外壁及びその仕上げ材（モルタル・タイル・ALC板等）の剥落・落下防止工事 b.建具及びガラスの落下防止工事 c.間仕切り及び内装材（内装仕上げ材の剥落等）の剥落・落下防止工事 d.天井材（下地材・天井ボード）及び天井器具（照明器具・空調機器等）の落下防止工事 e.屋根材（瓦材等）の落下防止工事 f.屋外避難階段等と本体建物の分離防止工事 g.設備機器（屋外空調設備・受水層・高置水槽等）の移動・転倒防止工事 h.配管（給排水配管・ガス配管・電線等）の破損				

		切断（漏電）防止工事 i.既に存在する書架やロッカーなどの備品等を建物に固定させる転倒防止工事
防災機能強化	備蓄倉庫等の整備	備蓄倉庫及び防災倉庫設置のための既存園舎等の改修工事等（倉庫に保存する設備及び食料等は補助対象外）
	避難経路の確保	外階段や避難経路の設置のための改修・改造工事、通路や出入り口確保の拡幅のための改修・改造工事等
	屋外防災施設の整備	既存施設への屋外便所、マンホールトイレの設置工事、防火水槽、耐震性貯水槽、防災井戸の設置工事等
	その他	自家発電設備等の設置工事及びこれに伴い必要となる工事等（耐震化に係る改築または耐震補強工事に関連して実施するものに限る。ただし、避難所の指定を受けている幼稚園にあっては単体で整備する場合も交付対象にする。）
2. 耐震診断費、耐震点検費		
3. 実施設計費		交付対象工事費に係る設計費とする

4. 防犯対策工事（1園当たり30万円以上の事業を交付対象とする。）

補助対象経費	
1.防犯対策工事費	安全対策のために行う以下の施設工事等に要する工事費 ① 管理諸室の配置換え及びそれに伴う改修工事 ② 安全対策上必要な部屋の配置換え及びそれに伴う改修工事 ③ 門やフェンス等の設置・改修工事 ④ その他安全対策のために必要と認められる工事 上記の施工工事と一緒に行われる防犯監視システムや通報設備の設置工事。
2.実施設計費	補助対象工事に係る設計費とする。

5. アスベスト等対策工事（1園当たり400万円以上の事業を補助対象とする）

補助対象経費	
1.アスベスト等対策工事費	吹き付けアスベスト（これに類するもろいアスベスト建材を含む）の除去等に要する工事費及び安定器にP C Bを使用した照明器具の交換工事費
2.実施設計費	交付対象工事費に係る設計費とする

6. エコ改修事業（1園当たり400万円以上の事業を補助対象とする）

補助対象経費	
1.機器設備等工事費	設備等の本体を設置するための工事
2.電気設備工事費	整備に必要な電源、電気、配線等の工事
3.建築工事	設備等を設置するための既存校舎の建築等の工事
4.給排水設備工事費	整備に必要な給排水等の工事
5.ガス設備工事費	整備に必要なガス設備等の工事
6.土木・造園工事費	緑化推進整備に必要な工事
7.実施設計費	交付対象工事費に係る設計費とする

7. 津波移転改築工事（事業費の下限はないものとする）

補 助 対 象 経 費	
本工事費	<p>建物の躯体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等） 仕上げ関係工事（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等） 解体撤去費 実施設計費 雜工事 建物に一般的に附隨するもので、建物の部分として工事される黒板、掲示板、流し、棚、鏡、保育室等の室名札、履物・雨具・カバン等の物入れ及び物掛け、換気扇、排気天蓋、スロープ、犬走り、テラス、犬走り又はテラスに附隨する足洗場及び水呑場等 家具又は備品とみなされるもの（机、椅子、タンス、カーテン等）は、建物に固定されていても対象経費には含めない。</p>

8. 内部改修工事（衛生環境改善、園舎の一部改修の事業区分毎に各々1件として取扱い、1件当たり200万円以上の事業を交付対象とする。）

補 助 対 象 経 費	
内 部 改 修 工 事 費	園舎の内部改修のために行う以下の施設工事等に要する工事費
	①園舎の衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修工事（床の乾式化工事を伴うものに限る）及び手洗い場の設置・改修 ②園舎の衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備の整備（新設を伴うものに限る）
園舎の一部改修	①預かり保育事業等の実施に伴う園舎の内部改修 ②感染症対策のための間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修
2.実施設計費	交付対象工事費に係る設計費とする

9. バリアフリー化工事（1園当たり150万円以上の事業を交付対象とする。）

補 助 対 象 経 費	
1.バリアフリー化工事費	園舎等のバリアフリー化のために行う以下の施設工事等に要する工事費 ①障害を有する園児が在園している、又は在園する予定がある幼稚園の工事 ②障害を有する教職員等が勤務する幼稚園で特に必要と認められる工事 ③地域コミュニティや防災の拠点として幼稚園を整備する上で園舎等のバリアフリー化が必要と認められる工事 ④その他園舎等のバリアフリー化が必要と認められる工事
2.実施設計費	交付対象工事に係る設計費とする。

【別表②】交付限度額

事 業 区 分	補 助 限 度 額
1.新築、増築、改築、学級定員の引き下げに伴う増築 津波移転改築工事	毎年度の予算で定める1平方メートル当たりの単価と建築実施工事費（補助事業に要する経費を建物面積で除して得た額）とのいずれか小さい額に補助資格面積を乗じて得た「交付対象工事費」に「国の負担割合」を掛けた金額（予算の範囲内）
2.屋外教育環境整備	屋外運動広場、屋外集会施設、屋外学習施設の事業区分毎に各々1件として取り扱い、1件当たり1,000万円を限度とする「交付対象工事費」に「国の負担割合」を掛けた金額（予算の範囲内）
3.耐震補強工事等	1園当たり1億円（避難所指定を受けている幼稚園が行う自家発電設備の単体整備については500万円）を限度とする「交付対象工事費」

	費」に「国の負担割合」を掛けた金額（予算の範囲内）
4.防犯対策工事	1園当たり1億円を限度とする「交付対象工事費」に「国の負担割合」を掛けた金額（予算の範囲内）
5.アスベスト等対策工事	1園当たり1億円を限度とする「交付対象工事費」に「国の負担割合」を掛けた金額（予算の範囲内）
6.エコ改修事業	1園当たり1億円を限度とする「交付対象工事費」に「国の負担割合」を掛けた金額（予算の範囲内） ただし、建物緑化・屋上緑化については1,000万円を限度とする「交付対象工事費」に「国の負担割合」を掛けた金額（予算の範囲内）
7.内部改修工事	衛生環境改善、園舎の一部改修の事業区分毎に各々1件として取扱い、1件当たり1億円を限度とする「交付対象工事費」に「国の負担割合」を掛けた金額（予算の範囲内）
8.バリアフリー化工事	1園当たり1億円を限度とする「交付対象工事費」に「国の負担割合」を掛けた金額（予算の範囲内）

※令和5年度に交付決定する新增改築時の構造別単価

構造	m ² あたり単価
R, 耐S, W	220,500円
S	199,300円

（交付金の概算払）

11 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合において、国の支払計画承認額の範囲内において概算払することができるものとする。

（交付の条件）

12 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容のうち、整備計画等に記載された建物等の用途を変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

(2) 整備計画等に記載された事業を中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

(3) 整備計画等に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。

(4) この交付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経

過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (5) この交付金の交付と対象経費を重複して、国庫補助を受けてはならない。
- (6) 市町村は社会福祉法人等の事業者に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (1) ~ (3) に掲げる条件

この場合において、「地方厚生（支）局長」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

- イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- ウ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- エ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

- (7) (6)により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。
- (8) 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税又は地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付せざることがある。
- (9) 事業者が(6)により付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付せざることがある。

(申請手続)

13 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 東京都及び神奈川県以外

ア 市町村の長は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

イ 道府県知事は、別紙1の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めたときは、地方厚生（支）局長が別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(2) 東京都及び神奈川県

ア 市町村の長は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、都県知事が定める日までに都県知事に提出するものとする。

イ 都県知事は、別紙1の申請書を受理したときは、関東信越厚生局長が別に定める日までに関東信越厚生局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

14 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、13に定める申請手続に従い、別に指示する日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

15 地方厚生（支）局長は、13又は14による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(状況報告)

16 市町村は、交付金の対象となった施設整備事業、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により12月末日現在の状況を翌月15日までに、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

(実績報告)

17 この交付金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 東京都及び神奈川県以外

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、当該市町村の属する道府県の知事を経由して、別紙6の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

イ 道府県知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めたときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（12の（2）（6）により事業の中止又は廃止の承

認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

（2）東京都及び神奈川県

ア 市町村の長は、別紙 2 の様式による報告書に関係書類を添えて、都県知事が定める日までに都県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに、都県知事を経由して、別紙 6 の様式による報告書を関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

イ 都県知事は、別紙 2 の事業実績報告書を受理したときは、事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日（12 の（2）（6）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

（交付金の返還）

18 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

19 特別の事情により、8、13、14、16 及び 17 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則（令和 5 年 8 月 22 日）

第 1 条 10 の【別表①】のうち、「アスベスト等対策工事（1 園当たり 400 万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と読み替えるものとする。

第 2 条 前条は、令和 5 年度末までに交付を決定するものについて適用する。

別表1－1

算 定 基 準
(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所 私立認定こども園 小規模保育事業所 こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行なう事業所	本体工事費	<p>別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>※1 沖縄振興特別措置法第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業、山村振興法第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う事業、待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、こども家庭庁長官が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要となる権利</p>	別表1－8 のとおり

	<p>に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p>	<p>金や前払地代などの一時金。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（災害復旧に係る仮設施設整備工事費は除く。）	別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2について同上。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表1－2

算 定 基 準
(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所 私立認定こども園 小規模保育事業所 こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行なう事業所	本体工事費	<p>大規模修繕等その他特別な工事費（耐震化等整備事業における大規模修繕等を含む。）については、次のいずれか低い方の価格に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた額とする。</p> <p>(1)公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り</p> <p>(2)工事請負業者2社の見積り</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、こども家庭庁長官が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を</p>	別表1－8のとおり

		含む。	
仮設施設整備工事費(災害復旧に係る仮設施設整備工事費は除く。)	大規模修繕等(耐震化整備事業を含む。)については、こども家庭庁長官が必要と認めた額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表1－3

算 定 基 準
(耐震診断)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所 私立認定こども園 小規模保育事業所 こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行なう事業所	耐震診断費	<p>耐震診断費については、次のいずれか低い方の価格に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた額とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り (2) 工事請負業者2社の見積り</p>	耐震診断に要する経費のうち、こども家庭庁長官が必要と認めた費用	別表1－8のとおり

別表1－4

算 定 基 準
(防音壁整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
防 音 壁 整 備	本 体 工 事 費	防音壁の整備に係る工事費については、1施設当たり基準額を3,921,000円(1/2相当)とする。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、こども家庭庁長官が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる	別表1－8 のとおり

		委託費、分担金及び適當と認められる購入費等を含む。	
--	--	---------------------------	--

別表1－5

算 定 基 準
(防犯対策の強化に係る整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
防犯対策の強化に係る整備	本体工事費	<p>防犯対策の強化に係る整備については、次の取り扱いとする。</p> <p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれか低い方の価格（以下「外構の設置、修繕等に係る見積り額」という。）に2分の1を乗じた額とする。 (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り (2) 工事請負業者2社の見積り</p> <p>※ただし、外構の設置、修繕等に係る見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。</p> <p>イ 非常通報装置等の設置 次のいずれか低い方の価格（以下「非常通報装置等の設置に係る見積り額」という。）に2分の1を乗じた額と900,000円を比較していずれか少ない額とする。 (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り (2) 工事請負業者2社の見積り</p>	<p>防犯対策の強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	別表1－8のとおり

		※ただし、非常通報装置等の設置に係る見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。		
--	--	---	--	--

別表1－6（公立の認定こども園のうち本土に係るもの）

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
1	構造危険状態による建物の改築	認定こども園の園舎の構造上危険な状態にあるものの改築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費	<p>こども家庭庁長官が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価等を乗じたものとする。</p> <p>（算定方法の特例） ア 鉄筋コンクリート造以外の構造の建物については、保有面積について、園舎の保有面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造に係る部分の面積について、これに1.02を乗じて行うものとする。</p> <p>イ 鉄筋コンクリート造以外の構造の建物については、1平方メートル当たりの建築の単価に乘すべき面積について、当該面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造の園舎に充てようとする部分の面積について、これを1.02で除して行うものとする。</p> <p>ウ 積雪寒冷地にある認定こども園の学級数に応ずる必要面積については、運用細目に定めるところにより、当該認定こども園の所在地の積雪寒冷地に応じ、必要な補正を加えるものとする。</p>	1/3 （算定割合の特例） ア 認定こども園以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の園舎にあっては1/2 イ 上記ア以外のもので、かつ園舎の改築について財政力指数が1.00を超える都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の設置するものにあっては $1/3 \times 1/(\text{財政力指数})$
2	長寿命化改良事業	認定こども園の園舎で構造体の劣化対策を要する建築後40年以上経過したものの長寿命化改良に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等を乗じたものとする。	1/3 （算定割合の特例） 認定こども園以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の園舎にあっては1/2
		認定こども園の園舎で建築後20年以上であるものの長寿命化を図るために予防的な改修に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める額とする。	1/3
3	不適格	教育を行うのに著しく	1の項の例により算定	1/3

	改築	不適當な認定こども園の建物で特別の事情があるものの改築に要する経費	するものとする。	(算定割合の特例) ア 認定こども園の建物で、地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なものにあっては 1/2 イ 認定こども園以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合の園舎にあっては 1/2 ウ 上記イ以外のもので、かつ財政力指数が 1.00 を超える都道府県又は指定都市の設置する認定こども園の建物にあっては 1/3×1/(財政力指数)
4	津波移転改築	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和 47 年法律第 132 号）第 2 条第 2 項に規定する集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる認定こども園の建物の改築（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 12 条第 1 項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に限る。）に要する経費	1 の項の例により算定するものとする。	1/2
5	補強	認定こども園の補強を要する建物の補強工事に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積に 1 平方メートル当たりの建築の単価等を乗じたものとする。	1/3 (算定割合の特例) ア 地震による倒壊の危険性が高いものにあっては 2/3 イ 上記ア以外のもので、かつ財政力指数が 1.00 を超える都道府県又は市町村の設置するものにあっては 2/7
6	大規模改造（質的整備）	認定こども園の建物等の大規模改造で次に掲げる質的整備に要する経費（ただし、力に掲げ	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に 1 平方メートル当たりの建築の単価等を乗じた	1/3 ア 特別防犯対策施設整備工事にあっては

		<p>ものとの経費は令和7年度限りで廃止する。)</p> <p>ア 教育内容及び方法の多様化等に適合させるための建物の内部改造に係る工事</p> <p>イ 法令等に適合させるための施設整備工事</p> <p>ウ 空調設置工事</p> <p>エ バリアフリー化等施設整備工事</p> <p>オ 防犯対策施設整備工事（力に掲げるものを除く。）</p> <p>カ 特別防犯対策施設整備工事</p> <p>キ その他こども家庭庁長官が特に認めるもの</p>	<p>ものとする。</p>	<p>1/2 イ 上記ア以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える都道府県又は市町村の設置するものにあっては2/7</p>
7	屋外教育環境整備に関する事業	認定こども園の屋外教育環境施設（屋外における教育環境整備の施設（植栽のための立木、芝生を含む。）であり、屋外運動広場のための施設その他これらに附帯する施設をいう。）の整備（令和2年度から令和6年度までの間に行われるものに限る。）に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等を乗じたものとする。	1/3
8	認定こども園の新築増築	認定こども園の園舎の新築又は増築（学級定員の引下げに伴う園舎の増築を含む。）に要する経費	<p>こども家庭庁長官が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価等を乗じたものとする。</p> <p>-----</p> <p>（算定方法の特例） 1の項の例によるものとする。</p>	<p>1/3 ----- （算定割合の特例） ア 筑波研究学園都市（筑波研究学園都市建設法（昭和45年法律第73号）第2条第1項の規定に基づく区域をいう。）内の認定こども園の園舎にあっては1/2 イ 上記ア以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える都道府県又は指定都市の設置するものにあっては $1/3 \times 1 / \text{（財政力指数)}$</p>
9	公害	認定こども園のうち公害（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項の公害をいう。以	<p>ア 改築の場合 1の項の算定方法の例により算定するものとする。</p>	<p>1/3 ----- （算定割合の特例） 財政力指数が1.00を超</p>

		下同じ。) の被害園の建物で教育環境上著しく不適當なものの改築及び二重窓、換気装置その他の公害防止工事に要する経費	イ合 公害防止工事の場合 こども家庭庁長官が必要と定める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等を乗じたものとする。	える都道府県又は指定都市の設置する認定こども園にあっては1/3×1/（財政力指数）
10	火山	活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第23条に規定する降灰防除地域内の認定こども園において防じんのため窓に設けられる戸及び窓枠並びに空気調和設備の整備に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等を乗じたものとする。	1/2
11	防災機能強化に関する事業	認定こども園の防災機能を強化するための施設整備（自家発電設備の整備については、避難所指定園に限る。）に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める額とする。	1/3
12	太陽光発電等の整備に関する事業	認定こども園における次に掲げる設備（工に掲げるものを単独で整備する場合には太陽光発電設置園に限り、才からキまでに掲げるものについては設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量から50%以上削減できる建物に整備するものに限る。）の整備に要する経費 ア 太陽光発電 イ 風力発電 ウ 太陽熱利用 エ 蓄電池 オ 地中熱利用 カ 雪氷熱利用 キ 小水力発電	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等を乗じたものとする。	1/2

別表1－7（公立の認定こども園のうち沖縄に係るもの）

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
1	補強	認定こども園の補強を要する建物の補強工事に要する経費	こども家庭庁長官が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価等を乗じたものとする。	1/3 (算定割合の特例) ア 地震による倒壊の危険性が高いものにあっては2/3 イ 上記ア以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える県又は市町村の設置するものにあっては2/7
2	大規模改造（質的整備）	認定こども園の建物の大規模改造で次に掲げる質的整備に要する経費（ただし、1の項の補強と同時に整備するものに限る。また、力に掲げるものの経費は令和7年度限りで廃止する。） ア 教育内容及び方法の多様化等に適合させるための内部改造工事 イ 法令等に適合させるための工事 ウ 空調設置工事 エ バリアフリー化等対策施設整備工事 オ 防犯対策施設整備工事（力に掲げるものを除く。） カ 特別防犯対策施設整備工事 キ その他こども家庭庁長官が特に認めるもの	こども家庭庁長官が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等を乗じたものとする。	1/3 (算定割合の特例) ア 保育室に空調施設を整備するものにあっては1/2 イ 特別防犯対策施設整備工事にあっては1/2 ウ 上記ア及びイ以外のもので、かつ財政力指数が1.00を超える県又は市町村の設置するものにあっては2/7

別表1－8

就学前教育・保育施設整備交付金における施設整備事業の国、市町村、事業者の負担割合
(公立の認定こども園に係る事業は、別表1－6又は別表1－7による)

	国	市町村	事業者
下記以外	1/2	1/4 (※1)	1/4 (※1)
新子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業（8（1）①、8（2）①又は8（4）①の事業に限る。）	2/3	1/12 (※2)	1/4 (※2)
9の表の①に基づく施設整備事業（防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備及び耐震診断を除く。）	3/4	1/8 (※3)	1/8 (※3)
9の表の②③に基づく施設整備事業（防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備及び耐震診断を除く。）	5. 5/10	1/4 (※4)	1/5 (※4)
9の表の④⑥に基づく施設整備事業（防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備及び耐震診断を除く。）	2/3	1/12 (※5)	1/4 (※5)
幼稚園型認定こども園（幼稚園部分）の耐震化を促進するための改造を実施する施設整備事業のうち、市町村の承認を得たもの（10の事業に限る。）	1/2	-	1/2
※令和6年度までの経過措置			
幼稚園型認定こども園（幼稚園部分）のうち、耐震化以外の施設整備を行う事業であって、市町村の承認を得たもの（10の事業に限る。）	1/3	-	2/3
※令和6年度までの経過措置			

- ※1 公立の小規模保育事業所及びこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の施設整備事業については、市町村 1/2
- ※2 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/3
- ※3 公立の小規模保育事業所及びこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の施設整備事業については、市町村 1/4
- ※4 公立の小規模保育事業所及びこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の施設整備事業については、市町村 4. 5/10
- ※5 公立の小規模保育事業所及びこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の施設整備事業については、市町村 1/3
- ※6 市町村は、上記の負担割合に応じて、事業者に対し、国の負担割合分と市町村の負担割合分の合計額を補助する。

別表2-1 [8の(1)①及び(2)①の保育所部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■本体工事費		基準額(1施設当たり)		単位:千円
		標準	都市部	
定員20名以下		79,400	87,400	
定員21~30名		83,300	91,600	
定員31~40名		96,900	106,500	
定員41~70名		110,200	121,400	
定員71~100名		143,300	157,700	
定員101~130名		172,400	189,800	
定員131~160名		199,700	219,700	
定員161~190名		226,800	249,500	
定員191~220名		252,000	277,300	
定員221~250名		279,200	307,200	
定員251名以上		310,300	341,400	
特殊附帯工事		12,040		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算			
定員20名以下		41		
定員21~30名		31		
定員31~40名		25		
定員41~70名		22		
定員71~100名		17		
定員101~130名		15		
定員131~160名		14		
定員161名以上		12		
土地借料加算		17,500		
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)		34,700		
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)			
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部		
	2,540	2,810		
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	標準	都市部		
	11,270	12,400		

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から継越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日
ご成事第423号こども家庭庁成育局長通知)に基づき整備すること。なお、認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-1 [8の(1)①及び(2)①の保育所部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑥に該当する場合))

■本体工事費		単位:千円
		基準額(1施設当たり)
		標準
定員20名以下		104,800
定員21~30名		109,900
定員31~40名		127,800
定員41~70名		145,700
定員71~100名		189,300
定員101~130名		227,700
定員131~160名		263,500
定員161~190名		299,500
定員191~220名		332,800
定員221~250名		368,500
定員251名以上		409,600
特殊附帯工事		15,780
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	41	
定員21~30名	31	
定員31~40名	25	
定員41~70名	22	
定員71~100名	17	
定員101~130名	15	
定員131~160名	14	
定員161名以上	12	
土地借料加算	23,300	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	45,800	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,330	3,710
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	標準	都市部
	14,690	16,310

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から継続を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-1 [8の(1)①及び(2)①の保育所部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,589	1,749	2,097	2,308
定員21~30名	1,802	1,983	2,380	2,619
定員31~40名	2,404	2,644	3,175	3,492
定員41~70名	3,025	3,328	3,994	4,392
定員71~100名	4,266	4,694	5,633	6,196
定員101~130名	5,120	5,634	6,759	7,437
定員131~160名	6,401	7,042	8,450	9,296
定員161~190名	7,683	8,451	10,141	11,157
定員191~220名	8,964	9,859	11,831	13,014
定員221~250名	10,243	11,270	13,523	14,874
定員251名以上	11,525	12,678	15,213	16,733

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から縁越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,831	3,116	3,737	4,110
定員21~30名	3,455	3,802	4,562	5,019
定員31~40名	4,189	4,608	5,530	6,083
定員41~70名	5,819	6,401	7,683	8,450
定員71~100名	8,731	9,604	11,524	12,677
定員101~130名	10,478	11,525	13,829	15,213
定員131~160名	13,097	14,406	17,288	19,018
定員161~190名	14,320	15,752	18,901	20,792
定員191~220名	16,706	18,378	22,053	24,259
定員221~250名	19,093	21,003	25,204	27,723
定員251名以上	21,481	23,629	28,353	31,190

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から縁越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-2 [8の(1)②、(2)②ア・イの保育所部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]
[8の(2)①ア、②ア・ウの教育部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

単位:千円

■本体工事費	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	59,500	65,500
定員21~30名	62,400	68,600
定員31~40名	72,400	79,800
定員41~70名	82,800	91,000
定員71~100名	107,500	118,200
定員101~130名	129,300	142,200
定員131~160名	149,700	164,600
定員161~190名	170,100	187,100
定員191~220名	188,900	207,900
定員221~250名	209,300	230,400
定員251名以上	232,800	255,900
特殊附帯工事	8,950	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	30	
定員21~30名	22	
定員31~40名	18	
定員41~70名	16	
定員71~100名	12	
定員101~130名	10	
定員131~160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	13,100	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	26,000	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 1,920	都市部 2,160
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	標準 8,440	都市部 9,290

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-2 [8の(1)②及び(2)②ア・イの保育所部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)]
[8の(2)①ア、②ア・ウの教育部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)]

支 付 基 準 額 表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑥に該当する場合))

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	78,700	86,600
定員21~30名	82,400	90,700
定員31~40名	95,900	105,300
定員41~70名	109,200	120,300
定員71~100名	141,900	156,200
定員101~130名	170,700	187,800
定員131~160名	197,500	217,300
定員161~190名	224,600	246,900
定員191~220名	249,600	274,500
定員221~250名	276,300	304,100
定員251名以上	307,200	337,900
特殊附帯工事	11,770	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	30	
定員21~30名	22	
定員31~40名	18	
定員41~70名	16	
定員71~100名	12	
定員101~130名	10	
定員131~160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	17,300	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))		34,200
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 2,540	都市部 2,810
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	標準 11,270	都市部 12,030

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-2 [8の(1)②及び(2)②ア・イの保育所部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]
[8の(2)①ア、②ア・ウの教育部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,192	1,311	1,572	1,730
定員21~30名	1,351	1,488	1,785	1,964
定員31~40名	1,802	1,983	2,380	2,619
定員41~70名	2,268	2,496	2,995	3,295
定員71~100名	3,200	3,519	4,225	4,645
定員101~130名	3,841	4,225	5,068	5,576
定員131~160名	4,801	5,282	6,337	6,973
定員161~190名	5,761	6,339	7,606	8,366
定員191~220名	6,722	7,394	8,872	9,761
定員221~250名	7,683	8,451	10,141	11,157
定員251名以上	8,643	9,508	11,410	12,552

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。)
千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,123	2,336	2,801	3,083
定員21~30名	2,593	2,851	3,421	3,764
定員31~40名	3,142	3,455	4,147	4,562
定員41~70名	4,364	4,801	5,761	6,337
定員71~100名	6,547	7,202	8,642	9,507
定員101~130名	7,857	8,643	10,372	11,410
定員131~160名	9,823	10,807	12,966	14,262
定員161~190名	10,739	11,814	14,175	15,594
定員191~220名	12,529	13,783	16,540	18,192
定員221~250名	14,320	15,752	18,903	20,792
定員251名以上	16,110	17,721	21,265	23,393

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。)
千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-3 [保育所及び幼保連携型又は保育所型認定こども園の保育所部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業:定額(3/4相当)]
[幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の教育部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■本体工事費		単位:千円	
	標準	基準額(1施設当たり)	
		都市部	郊外部
定員20名以下	89,300	98,300	
定員21~30名	93,600	103,000	
定員31~40名	108,900	119,900	
定員41~70名	124,100	136,600	
定員71~100名	161,400	177,400	
定員101~130名	193,900	213,500	
定員131~160名	224,600	247,200	
定員161~190名	255,300	280,700	
定員191~220名	283,700	312,000	
定員221~250名	314,200	345,500	
定員251名以上	349,200	384,100	
特殊附帯工事	13,400		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	45		
定員21~30名	35		
定員31~40名	30		
定員41~70名	25		
定員71~100名	21		
定員101~130名	16		
定員131~160名	15		
定員161名以上	15		
土地借料加算	19,900		
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	39,100		
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部	
	2,930	3,200	
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	標準	都市部	
	12,670	13,930	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、教育部分に係る整備において、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については適用しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 前年度から継越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※8 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

別表2-3 [保育所及び幼保連携型又は保育所型認定こども園の保育所部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業:定額(3/4相当)]
[幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の教育部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,788	1,967
定員21~30名	2,030	2,230
定員31~40名	2,705	2,975
定員41~70名	3,402	3,744
定員71~100名	4,800	5,281
定員101~130名	5,761	6,339
定員131~160名	7,202	7,922
定員161~190名	8,642	9,508
定員191~220名	10,083	11,091
定員221~250名	11,525	12,678
定員251名以上	12,965	14,262

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(千円未満切捨て。)

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	3,186	3,505
定員21~30名	3,889	4,275
定員31~40名	4,714	5,185
定員41~70名	6,547	7,202
定員71~100名	9,823	10,804
定員101~130名	11,786	12,965
定員131~160名	14,735	16,208
定員161~190名	16,110	17,721
定員191~220名	18,795	20,675
定員221~250名	21,481	23,627
定員251名以上	24,165	26,581

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(千円未満切捨て。)

別表2-4 [保育所及び幼保連携型又は保育所型認定こども園の保育所部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]
[幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の教育部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

単位:千円

■本体工事費	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	65,500	71,900
定員21~30名	68,600	75,500
定員31~40名	79,800	87,700
定員41~70名	91,000	100,200
定員71~100名	118,200	130,000
定員101~130名	142,200	156,400
定員131~160名	164,600	181,200
定員161~190名	187,100	205,700
定員191~220名	208,000	228,800
定員221~250名	230,300	253,500
定員251名以上	256,000	281,400
特殊附帯工事	9,860	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	34	
定員21~30名	24	
定員31~40名	21	
定員41~70名	17	
定員71~100名	14	
定員101~130名	11	
定員131~160名	11	
定員161名以上	10	
土地借料加算	14,600	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	28,500	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 2,160	都市部 2,300
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	標準 9,290	都市部 10,210

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額すること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から継越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-4 [保育所及び幼保連携型又は保育所型認定こども園の保育所部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]
[幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の教育部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑥に該当する場合))

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	86,400	95,000
定員21~30名	90,700	99,700
定員31~40名	105,400	116,000
定員41~70名	120,300	132,300
定員71~100名	156,100	171,900
定員101~130名	187,600	206,900
定員131~160名	217,200	239,100
定員161~190名	246,900	271,800
定員191~220名	274,500	301,800
定員221~250名	304,100	334,500
定員251名以上	337,900	371,600
特殊附帯工事	13,030	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	34	
定員21~30名	24	
定員31~40名	21	
定員41~70名	17	
定員71~100名	14	
定員101~130名	11	
定員131~160名	11	
定員161名以上	10	
土地借料加算	19,200	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	37,600	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 2,810	都市部 3,060
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合(保育所部分に限る。))	標準 12,030	都市部 13,620

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積／整備後の面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から継続を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-4 [保育所及び幼保連携型又は保育所型認定こども園の保育所部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]
[幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の教育部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,311	1,444	1,729	1,905
定員21~30名	1,488	1,636	1,964	2,160
定員31~40名	1,983	2,182	2,619	2,880
定員41~70名	2,495	2,745	3,295	3,624
定員71~100名	3,519	3,874	4,645	5,111
定員101~130名	4,225	4,648	5,576	6,135
定員131~160名	5,282	5,810	6,973	7,669
定員161~190名	6,337	6,973	8,366	9,203
定員191~220名	7,394	8,134	9,761	10,737
定員221~250名	8,451	9,298	11,157	12,272
定員251名以上	9,507	10,459	12,550	13,805

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から縁越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,335	2,569	3,083	3,391
定員21~30名	2,851	3,137	3,765	4,140
定員31~40名	3,455	3,802	4,562	5,019
定員41~70名	4,801	5,282	6,337	6,973
定員71~100名	7,202	7,922	9,507	10,458
定員101~130名	8,643	9,507	11,410	12,550
定員131~160名	10,807	11,885	14,262	15,688
定員161~190名	11,814	12,995	15,593	17,155
定員191~220名	13,783	15,162	18,193	20,012
定員221~250名	15,752	17,327	20,792	22,872
定員251名以上	17,721	19,494	23,393	25,732

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から縁越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-5 [8の(2)②ウの保育所部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]
[8の(2)①イ、②イの教育部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■本体工事費	基準額(1施設当たり)	単位:千円
定員20名以下	41,500	
定員21~30名	43,500	
定員31~40名	50,700	
定員41~70名	57,900	
定員71~100名	75,100	
定員101~130名	90,600	
定員131~160名	104,700	
定員161~190名	119,100	
定員191~220名	132,300	
定員221~250名	146,400	
定員251名以上	162,800	

※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑥に該当する場合))

■本体工事費	基準額(1施設当たり)	単位:千円
定員20名以下	54,700	
定員21~30名	57,600	
定員31~40名	67,100	
定員41~70名	76,300	
定員71~100名	99,200	
定員101~130名	119,500	
定員131~160名	138,300	
定員161~190名	157,100	
定員191~220名	174,600	
定員221~250名	193,300	
定員251名以上	214,900	

※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-5 [8の(2)②ウの保育所部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]
[8の(2)①イ、②イの教育部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	833	1,100
定員21~30名	946	1,247
定員31~40名	1,261	1,666
定員41~70名	1,588	2,094
定員71~100名	2,238	2,957
定員101~130名	2,686	3,548
定員131~160名	3,360	4,436
定員161~190名	4,033	5,323
定員191~220名	4,706	6,213
定員221~250名	5,377	7,099
定員251名以上	6,051	7,985

※1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。)
千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,486	1,963
定員21~30名	1,814	2,394
定員31~40名	2,199	2,902
定員41~70名	3,054	4,033
定員71~100名	4,584	6,051
定員101~130名	5,500	7,260
定員131~160名	6,875	9,076
定員161~190名	7,516	9,922
定員191~220名	8,771	11,576
定員221~250名	10,023	13,230
定員251名以上	11,277	14,885

※1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。)
千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-6 [幼稚園型認定こども園の保育所部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業:定額(3/4相当)]
 [保育所型認定こども園の教育部分に係る9の表の①に基づく施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

単位:千円

■本体工事費

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	62,400
定員21~30名	65,500
定員31~40名	76,100
定員41~70名	86,900
定員71~100名	112,700
定員101~130名	135,600
定員131~160名	157,200
定員161~190名	178,700
定員191~220名	198,500
定員221~250名	219,900
定員251名以上	244,200

※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豊雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。
千円未満切捨て。)

※4 前年度から継越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	1,250
定員21~30名	1,419
定員31~40名	1,893
定員41~70名	2,382
定員71~100名	3,360
定員101~130名	4,033
定員131~160名	5,041
定員161~190名	6,051
定員191~220名	7,059
定員221~250名	8,067
定員251名以上	9,076

※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※2 前年度から継越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※3 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(千円未満切捨て。)

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	2,229
定員21~30名	2,721
定員31~40名	3,299
定員41~70名	4,583
定員71~100名	6,876
定員101~130名	8,250
定員131~160名	10,313
定員161~190名	11,276
定員191~220名	13,156
定員221~250名	15,035
定員251名以上	16,915

※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※2 前年度から継越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※3 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(千円未満切捨て。)

別表2-7 [幼稚園型認定こども園の保育所部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]
 [保育所型認定こども園の教育部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

単位:千円

■本体工事費	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	45,800
定員21~30名	47,900
定員31~40名	55,800
定員41~70名	63,700
定員71~100名	82,700
定員101~130名	99,400
定員131~160名	115,300
定員161~190名	131,000
定員191~220名	145,500
定員221~250名	161,300
定員251名以上	179,200

※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交付基準額表
 (津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑥に該当する場合))

単位:千円

■本体工事費	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	60,300
定員21~30名	63,300
定員31~40名	73,800
定員41~70名	84,000
定員71~100名	109,200
定員101~130名	131,300
定員131~160名	152,100
定員161~190名	172,800
定員191~220名	192,100
定員221~250名	212,700
定員251名以上	236,500

※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-7 [幼稚園型認定こども園の保育所部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]
 [保育所型認定こども園の教育部分に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	916	1,211
定員21~30名	1,041	1,375
定員31~40名	1,388	1,832
定員41~70名	1,747	2,305
定員71~100名	2,462	3,253
定員101~130名	2,957	3,902
定員131~160名	3,695	4,880
定員161~190名	4,436	5,856
定員191~220名	5,176	6,832
定員221~250名	5,917	7,808
定員251名以上	6,654	8,785

※1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。)
 千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から継越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,635	2,158
定員21~30名	1,995	2,634
定員31~40名	2,418	3,191
定員41~70名	3,360	4,436
定員71~100名	5,041	6,654
定員101~130名	6,051	7,985
定員131~160名	7,563	9,982
定員161~190名	8,269	10,913
定員191~220名	9,647	12,735
定員221~250名	11,025	14,554
定員251名以上	12,404	16,373

※1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。)
 千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から継越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-8 [8の(4)①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

単位:千円

■本体工事費		基準額(1施設当たり)	
		標準	都市部
定員20名以下	79,400	87,400	
特殊附帯工事	12,040		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算	41	
土地借料加算	17,500		
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	45,800		
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 2,540	都市部 2,810	
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	標準 14,690	16,310	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から継越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し 幼稚園部分の額は計上しないこととする。

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑥に該当する場合))

単位:千円

■本体工事費		基準額(1施設当たり)	
		標準	都市部
定員20名以下	104,800	115,400	
特殊附帯工事	15,780		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	41	
土地借料加算	23,300		
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	45,800		
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 3,330	都市部 3,710	
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	標準 14,690	16,310	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から継越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し 幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-8 [8の(4)①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費		基準額(1施設当たり)				単位:千円
定員20名以下	右記以外					
		標準	都市部	標準	都市部	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
		1,589	1,749	2,097	2,308	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から継続を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費		基準額(1施設当たり)				単位:千円
定員20名以下	右記以外					
		標準	都市部	標準	都市部	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
		2,831	3,116	3,737	4,110	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から継続を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-9 [8の(4)②に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表		
■本体工事費		
	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	59,500	65,500
特殊附帯工事	8,950	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算 30	
土地借料加算	13,100	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	26,000	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 1,920	都市部 2,160
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	標準 8,440	9,290

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=算定定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豊雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額にに対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から継続を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方にについて特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し幼稚園部分の額は計上しないこととする。

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑥に該当する場合))

交付基準額表		
■本体工事費		
	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	78,700	86,600
特殊附帯工事	11,770	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算 30	
土地借料加算	17,300	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	34,200	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 2,540	都市部 2,810
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	標準 11,270	12,030

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=算定定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豊雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額にに対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から継続を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方にについて特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-9 [8の(4)②に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費		単位:千円			
		基準額(1施設当たり)			
		右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
		標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下		1,192	1,311	1,572	1,730

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から継続を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費		単位:千円			
		基準額(1施設当たり)			
		右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
		標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下		2,123	2,336	2,801	3,083

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から継続を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-10 [小規模保育事業所に係る①に基づく施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表		
■本体工事費		単位:千円
	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	89,300	98,300
特殊附帯工事	13,400	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	45	
土地借料加算	19,900	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	39,100	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 2,930	都市部 3,200
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	標準 12,670	都市部 13,930

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 前年度から継越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※6 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し幼稚園部分の額は計上しないこととする。

※7 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

別表2-10 [小規模保育事業所に係る9の表の①に基づく施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,788	1,967

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から継越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(千円未満切捨て。)

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	3,186	3,505

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から継越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(千円未満切捨て。)

別表2-11 [小規模保育事業所に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表			単位:千円
■本体工事費		基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部	
定員20名以下	65,500		71,900
特殊附帯工事		9,860	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	34	
土地借料加算		14,600	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)		28,500	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 2,160	都市部 2,300	
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	標準 9,290	都市部 10,210	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し 幼稚園部分の額は計上しないこととする。

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(⑨の表の④⑥に該当する場合))

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	86,400	95,000
特殊附帯工事	13,030	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算 34	
土地借料加算	19,200	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	37,600	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 2,810	都市部 3,060
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	標準 12,030	都市部 13,620

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設などを活用して小規模保育整備事業を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から継続を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し 幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2-11 [小規模保育事業所に係る9の表の②③に基づく施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費		単位:千円			
		基準額(1施設当たり)			
		右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
		標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下		1,311	1,444	1,729	1,905

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費		単位:千円			
		基準額(1施設当たり)			
		右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
		標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下		2,335	2,569	3,083	3,391

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-12 [8の(5)こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所に係る施設整備事業:定額(1/2相当)

交付基準額表

■本体工事費		基準額(1施設当たり)	単位:千円
	標準	都市部	
こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所	9,496	10,446	
特殊附帯工事	9,049		

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から縁越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。.

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑥に該当する場合))

■本体工事費		基準額(1施設当たり)	単位:千円
	標準	都市部	
こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所	12,535	13,789	
特殊附帯工事	11,944		

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から縁越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。.

別表2-12 [8の(5)こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所	540	594	713	785

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所	959	1,055	1,266	1,392

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-13 [8の(5)こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所に係る施設整備事業:定額(3/4相当)

交付基準額表

単位:千円

■本体工事費

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所	14,245	15,669
特殊附帯工事	13,573	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。.

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所	811	892

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所	1,438	1,582

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-14 [8の(5)こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所に係る施設整備事業:定額(5.5/10相当)

交付基準額表

■本体工事費		単位:千円	
	標準	基準額(1施設当たり)	
		都市部	
こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所	10,446	11,491	
特殊附帯工事		9,954	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から縁越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。.

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑥に該当する場合))

■本体工事費		単位:千円	
	標準	基準額(1施設当たり)	
		都市部	
こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所	13,789	15,168	
特殊附帯工事		13,139	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から縁越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。.

別表2-14 [8の(5)こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所に係る施設整備事業:定額(5.5/10相当)

交付基準額表

■解体撤去工事費		単位:千円			
		基準額(1施設当たり)			
		右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
		標準	都市部	標準	都市部
こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所		594	654	785	863

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費		単位:千円			
		基準額(1施設当たり)			
		右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
		標準	都市部	標準	都市部
こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業を行う事業所		1,055	1,160	1,392	1,531

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別紙1（交付要綱6の（2）イの公立認定こども園、交付要綱10の認定こども園（経過措置）以外）
(様式1-1)

第 号
年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1 申 請 額 | 金 円 |
| 2 整備計画等概要 | 別紙のとおり（別紙1 様式1-2） |
| 3 申請額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙1 様式1-3） |

（添付書類）

- ・自治体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙1（交付要綱6の（2）イの公立認定こども園、交付要綱10の認定こども園（経過措置）以外）
(様式1-2)

就学前教育・保育施設整備計画書・防音壁設置計画書・防犯対策強化整備計画書

市町村名： 県 市

(単位：千円)

整備計画等の概要

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の支出予定額	交付金申請額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合計								

(注) 抵当権設定の有無は、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業以外の場合に記入すること。

但し、建物に係る根抵当権は設定できない。

様式1－2 記入要領

市町村名の欄には、都道府県名も合わせて記入すること。

＜整備計画等の概要＞

整備予定の保育所、認定こども園等について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の支出予定額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「施設種別」：整備後の施設種別（保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園、小規模保育事業所、こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の別）を記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・大規模修繕等・民老・防音壁整備
防犯対策強化整備のための門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合は「外構」、
非常通報装置等の設置の場合は「非常通報装置等」の別を記入すること。

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「(元号) 年度●●%～(元号) 年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」の別添1「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無について、○を付すこと。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

別紙1（交付要綱6の（2）イの公立認定こども園、交付要綱10の認定こども園（経過措置）以外）
（様式1-3）

(様式 1-3)

就学前教育・保育施設整備交付金申請額内

- (1)工事契約を締結する場合に備えてすること。

(2)A、B、D欄には、複数の施工場所で施工する場合、各会社の合計額を記入すること。

(3)C欄には、複数の施工場所で施工する場合、各会社の合計額を記入すること。(又は1.5倍、5.5倍)

(4)E欄には、複数の施工場所で施工する場合、各会社の合計額を記入すること。

(5)F欄には、会計料金、運賃、運搬費、作業費、工具費等の費用について、内訳の記載に記入する旨を記入すること。

(6)G欄には、会計料金、運賃、運搬費、作業費、工具費等の費用について、内訳の記載に記入すること。

(7)H欄には、上欄の額の割合化によって少しひどい場合は、その額を記入すること。(千円未満は捨てる)

(8)I欄には、上欄の3年間の連続率乗じた額を記入すること。

別紙1（交付要綱6の（2）イの公立認定こども園）
(様式1-4)

第 号
年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1 申 請 額 | 金 円 |
| 2 整備計画等概要 | 別紙のとおり（別紙1 様式1-5） |
| 3 申請額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙1 様式1-6） |

（添付書類）

- ・自治体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙1(交付要綱6の(2)イの公立認定こども園)

第 号

(様式1-5(1))

年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

自治体の長

下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

○○市(県)公立認定こども園施設整備計画

2. 計画期間

令和 年度～令和 年度(年間)

(担当)

○○○○

住所:○○県○○市○○

電話:0000-00-0000

別紙1(交付要綱6の(2)イの公立認定こども園)

(様式1-5(2))

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の認定こども園の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の認定こども園の整備状況

認定こども園	園

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}		
国土強靭化地域計画 ^{※2}		

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

別紙1(交付要綱6の(2)イの公立認定こども園)

(様式1-5(3))

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項（認定こども園ごと）

(様式1-5 別表)事業区分

項	事業区分(交付要綱別表1-6より)	事業単位
01	構造上危険な状態にある建物の改築	危険改築
02	長寿命化改良事業	長寿命化事業
		予防改修事業
03	不適格改築	不適格改築
04	津波移転改築	津波移転改築
05	補強	大規模改造(補強)
06	大規模改造(質的整備)	大規模改造(教育内容)
		大規模改造(トイレ)
		大規模改造(法令等)
		大規模改造(空調)
		大規模改造(バリアフリー)
		大規模改造(防犯)
07	屋外教育環境の整備に関する事業	大規模改造(特別防犯)
		屋外教育環境
08	認定こども園の園舎の新增築	認定こども園
		認定こども園定員引下げ
09	公害	公害改築
		公害(防止)
10	火山	公害(降灰)
11	防災機能の強化に関する事業	防災機能強化
12	太陽光発電等の整備に関する事業	太陽光発電等

様式1－5 記入要領

1. 施設整備計画の名称

設置者名を含む名称を記入する。

2. 計画期間

計画期間(3年以内)を記入する。

3. 施設整備計画の目標

以下の区分ごとに目標を定めて記入する。ただし、交付金の交付を受ける事業の無い区分は、記入不要とする。

(1)老朽化対策を図る整備

老朽化対策のための目標を記入する。特に、老朽化した施設の長寿命化等を図るための目標を具体的に記入する。なお、個別施設計画等の他の計画において、2. 計画期 間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することでも可とする。

(2)新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

耐震性の確保や防災機能の強化、バリアフリー化、衛生環境の改善、空気調和設備の整備、防犯対策など安全性の確保等を図るための目標を具体的に記入する。特に、構造体の耐震化又は吊り天井(照明器具等高所に設置されたものも含む。)の耐震対策を完了していない設置者は早急に対策を完了させるための目標を具体的に記入する。

(3)教室不足の解消等を図る整備

社会的、自然的要因による児童数の増加等に伴い、教室等に不足が生じる場合や障害のある児童が生活を送る際に施設面に課題がある場合等は、これらを解消するための目標を具体的に記入する。

(4)教育環境の質的な向上を図る整備

教育内容・教育方法等の変化、地域との連携、環境との共生、木材の積極的な活用及び再生可能エネルギーの導入等の様々な社会的要請を踏まえつつ、教育環境の質的な向上を図るための目標を具体的に記入する。

(5)施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

施設の充実を図るための目標を具体的に記入する。

4. 域内の認定こども園の整備状況

施設整備計画作成時点における整備の状況を記入する。なお、当該項目については、地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目とする。

(1)現在の認定こども園の整備状況

認定こども園の数を記入する。

(2)整備に関する計画の策定状況

インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画(以下「個別施設計画」という。)及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)に基づく国土強靭化地域計画の策定の有無等を記入する。

なお、(2)整備に関する計画の策定状況において、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができるとしている。

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

施設整備計画の計画期間終了後に実施する評価(事後評価)の方法等について記入する。

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(認定こども園ごと)

以下の項目について記入する。耐震性の確保に当たっては、改築ではなく補強又は改修によって耐震化を図るなど、より効率的に事業を進めるよう計画すること。

① 認定こども園の名称

事業ごとに認定こども園の名称を記入する。複数年度にわたる事業は年度ごとに区分し、括弧書きで何期目かを追記する。

② 目標

「3. 施設整備計画の目標」に記入した、事業実施により達成を目指す施設整備計画の目標について、該当する番号(1)～(5)を記入する。

③ 事業区分

交付要綱別表1-6又は別表1-7に定める事業区分を確認の上、項番号を記入する。なお、別表1-6の項番号は「(別表)事業区分」のとおり。

④ 整備方針

・事業単位:「(別表)事業区分」から、該当する事業単位を記入する。

・建物区分:該当する建物区分を記入する。該当する建物区分が無い場合は、記入不要とする。

園舎.....園

・構造区分:該当する構造区分を記入する。該当する構造区分が無い場合は、記入不要とする。

鉄筋コンクリート造…R 混合構造……RS

鉄骨その他造……S 木造……W

・全事業期間(契約～完成):契約予定年月及び完成予定年月を記入する。

⑤ 事業全体の整備面積等

事業全体の面積等(事業に応じて箇所数等とする。)を記入する。複数年度にわたる事業は、面積等を合計して記入する。

・うち、補助対象面積等

交付金の補助対象となる面積等を記入する。交付金の配分基礎額にかかる面積や箇所数等については、別途通知する算定方法を参照すること。

⑥ 事業全体の概算工事費

事業全体の概算工事費を記入する。複数年度にわたる事業は、合計額を記入する。

・うち、対象内完工事費

交付金の算定対象となる工事費を記入する。大規模改築事業等で事業費の上限額又は下限額の設定がある場合は、当該事業の事業費が上限額又は下限額を満たすことを確認の上、計画すること。

⑦ 事業実施年度(予定)

各事業の実施予定年度(予定)を記入する。

⑧ 備考

このほか、補足すべき事項があれば適宜記入する。

別紙1(交付要綱6の(2)イの公立認定こども園)
(様式1-6)

申請額算出内訳書

番号	都道府県名	設置者名	国の予算の予算年度・予算区分	国の会計区分	事務費(千円)	交付申請額(千円)
					0	0

申請額の算出

算定対象事業	施設名	事業名	建物区分	構造区分	配分基礎面積	単価種別	配分基礎額(加算前)(千円)	実工事費(千円)	算定割合	加算前算定後配分基礎額(千円)	算定後配分基礎額(千円)	LとMのいずれか少ない方(千円)	加算率	抵当権の設定の有無	
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K=H×J	L	M=I×J	N	O=L/K	P
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
													0	#DIV/0!	
	合計									0	0	0	0		

LとMのいずれか少ない方の総和(=N)(千円)	事務費(千円)	交付申請(千円)…①
0	0	0

様式1－6 記入要領

＜設置者名等＞

(1) 番号、都道府県名、設置者名

都道府県番号、都道府県名、設置者名を記入する。

(2) 国の予算の予算年度・予算区分

国の予算の予算年度及び予算区分(当初予算や補正予算等)を記入する。

(3) 国の会計区分

会計の区分(一般会計など)を記入する。

＜申請額の算出＞

A. 算定対象事業

就学前教育・保育施設整備交付金(以下「交付金」という。)の算定対象となった事業に「○」を記入する。
(全ての事業に「○」が記入されることとなる。)

B. 施設名～E. 構造区分

施設名、事業名、建物区分、構造区分を記入する。

F. 配分基礎面積

当該年度の配分基礎額を算定する際の基礎となる面積※を記入する。

※施設整備計画(様式1-5)の「うち、補助対象面積等」欄に記載されている面積と同じ面積。

G. 単価種別

各年度の「就学前教育・保育施設整備交付金の配分基礎額の算定方法等について」(以下「配分基礎額通知」という。)で定める単価種別において、老朽単価を用いる事業については「○」を記入する。都道府県等において公共工事等に使用されている積算基準を参考として、事業箇所の実情に即して算定した面積(以下「その他面積」という。)及び単価(以下「その他単価」という。)を用いる事業については「△」を、上記以外については「ー」を記入する。

H. 配分基礎額(加算前)

交付要綱別表1-6等に基づき算出した、当該年度の配分基礎額※を記入する。

なお、その他面積及びその他単価を用いる場合には、配分基礎額と実工事費は同額となる。

※配分基礎額通知における特別加算額のうち、「その他こども家庭庁長官が特別に認める場合」の金額を反映しない額。

I. 実工事費

当該年度の実工事費※を記入する。ただし、当該額が交付金の算定対象となった事業の上限額を超えている場合は、上限額を記入する。また、耐震診断費(耐震化優先度調査、第1次診断を含む。)、耐力度調査費、実施設計費等は含むが、事務費は含まない。なお、交付対象外面積に相当する実工事費は、適切に除外すること。

※施設整備計画(様式1-5)の「うち、対象内実工事費」欄に記載されている金額と同額。

J. 算定割合

算定割合を記入する。

K. 加算前算定後配分基礎額

事業ごとに算出した配分基礎額(加算前)に算定割合を乗じた額を記入する。

L. 算定後配分基礎額

配分基礎額通知における特別加算額のうち「その他こども家庭庁長官が特別に認める場合」の金額を反映した額)を記入する。ただし、当該額が交付金の算定対象となった事業の上限額に算定割合を乗じた額を超えている場合は、上限額に算定割合を乗じた額を記入する。

M. 算定後実工事費

実工事費に算定割合を乗じた額を記入する。

N. LとMのいずれか少ない方

算定後配分基礎額と算定後実工事費とを事業ごとに比較して少ない方の額を記入する。

O. 加算率

算定後配分基礎額を加算前算定後配分基礎額で除した値(小数点第3位以下切り捨て)を記入する。なお、当該値が1未満の場合は「加算なし」と記入する。

P. 抵当権設定の有無

令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」の別添1「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無について記入する。

別紙1（交付要綱10の認定こども園（経過措置）
(様式1-7)

第 号
年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申 請 額	金 円
2 整備計画等概要	別紙のとおり（別紙1 様式1-8）
3 申請額算出内訳	別紙のとおり（別紙1 様式1-9）

（添付書類）

- ① 交付を受けようとする年度の収支予算書
- ② 交付を受けようとする年度の前年度収支決算書（既存の学校法人のみ提出）
- ③ 交付を受けようとする年度の前年度末貸借対照表（新設の学校法人は、学校法人の設立時における貸借対照表）
- ④ 園則（園の新設の場合は開設時のもの、学級増又は学級定員引き下げの場合は学級増又は学級定員引き下げの直前のものに、学級増又は学級定員引き下げに伴って改正した部分を朱書きで表示したもの）
- ⑤ 交付を受けようとする年度の園児募集要綱
- ⑥ 建設予定の園舎等の設計図書（建設前後の部屋の配置が分かる平面図等）
- ⑦ 工事の見積書及び内訳明細書
- ⑧ 新設学校法人に関する調書（様式1-10）（新設学校法人のみ提出）
- ⑨ 園舎の耐力度調査票（公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成18年7月13日18文科施第188号）別表第1、第3、第4、第5を準

用) 又は建物の経過年数が明確となる資料（改築の場合のみ提出）

⑩ 耐震性能判定表（様式1－11）（耐震化に係る工事の場合のみ提出）

⑪ 現況写真（必要に応じて提出）

⑫ 自治体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

※①～⑪については、本交付金に係る整備計画の協議時に添付したものと変更がなければ添付を省略してよい。

（注）前年度から繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙1（交付要綱10の認定こども園（経過措置））

(様式1-8)

市町村の承認	有・無
抵当権の設定	有・無

都道府県名	
市町村名	
学校法人名	
園名	
設置年度	

令和 年度 就学前教育・保育施設整備交付金【経過措置分】事業計画書

1. 幼稚園型認定こども園の状況

所在地 (変更後)	園地の状況 (変更後)				園地面積 (変更後)	
	令和 年度(前年度)		令和 年度(申請年度)		令和 年度(次年度)	
区分	定員・学級数	現員・学級数	定員・学級数	現員・学級数	定員・学級数	現員・学級数
満3歳児						
3歳児						
4歳児						
5歳児						
計	0人	0学級	0人	0学級	0人	0学級
預かり保育						

2. 新築・増築・改築

(1) 事業実施後の園舎の状況

保育部門		管理部門	
保育室 ()	m ²	職員室 ()	m ²
遊戯室 ()		保健室 ()	
預かり保育室 ()		会議室 ()	
図書室 ()		相談室 ()	
教材・器具庫 ()		P T A室 ()	
その他 ()		便所	
()		廊下・階段・昇降口	
()		その他 ()	
計	0m ²	計	0m ²

(2) 保育室等の内訳

保育室内訳	
タイプ 1	
タイプ 2	
タイプ 3	
タイプ 4	
タイプ 5	
預かり保育室内訳	
タイプ 1	
タイプ 2	
タイプ 3	

(4) 工事費

工事区分	見積額
建築工事費	
解体費	
実施設計費	
計	0千円

(3) 旧園舎の状況（耐震化に係る改築は、耐力度点数欄に耐震性能に係る数值を記載）

建物名	構造	建築年度	面積	処分方法	耐力度点数	取り壊し時期	交付金交付年度

(5) 工事期間等

契約時期	着工時期	完成時期
------	------	------

3. 屋外教育環境整備

事業区分	事業細目	事業の内容、員数・数量等	見積額
計			0千円

契約時期	着工時期	完成時期
------	------	------

4. 耐震補強工事等

対象建物				工事の内容、員数・数量等	見積額
建物名称	構造	建築年度	建物面積		
計			0m ²		0千円

契約時期		着工時期		完成時期	
------	--	------	--	------	--

5. 防犯対策工事

対象建物				工事の内容、員数・数量等	見積額
建物名称	構造	建築年度	建物面積		
計			0m ²		0千円

契約時期		着工時期		完成時期	
------	--	------	--	------	--

6. アスベスト等対策工事

対象建物				工事の内容、員数・数量等	見積額
建物名称	構造	建築年度	建物面積		
計			0m ²		0千円

契約時期		着工時期		完成時期	
------	--	------	--	------	--

7. エコ改修事業

事業区分	事業細目	事業の内容、員数・数量等	見積額
計			0千円

契約時期		着工時期		完成時期	
------	--	------	--	------	--

8. 内部改修工事

事業区分	建物名称	建築年度	工事の内容、員数・数量等	見積額
計				0千円

契約時期		着工時期		完成時期	
------	--	------	--	------	--

9. パリアフリー化工事

対象建物				工事の内容、員数・数量等	見積額
建物名称	構造	建築年度	建物面積		
計			0m ²		0千円

契約時期		着工時期		完成時期	
------	--	------	--	------	--

様式1-8 記入要領

- 抵当権の設定欄は令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」の別添1「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無について、○を付すこと。

1. 幼稚園型認定こども園の状況（申請する事業区分にかかわらず必ず記入する。）

- 幼稚園型認定こども園所在地を上段に記入し、移転する場合など変更を伴う場合は下段に変更後の所在地を併せて記入する。
- 園地の状況は、自己所有、借地などを上段に記入し、移転する場合など変更を伴う場合は下段に変更後の園地の状況を併せて記入する。
- 園地面積を上段に記入し、移転する場合や園地を拡張する場合など変更を伴う場合は下段に変更後の園地面積を併せて記入する。
- 幼児数等は、申請年度の前年度、申請年度、申請年度の次年度（それぞれ5月1日現在、予定を含む）の定員と定員上の学級数及び現員と現員上の学級数を、「満3歳～5歳児」及び「預かり保育」に区分して記入する。

2. 新築・増築・改築（該当事業を○で囲むこと。）

(1) 事業実施後の園舎の状況

- 完成後の総園舎面積（増築の場合は旧園舎面積を含む）、園舎の構造（下記表示参照、以下同じ）、運動場面積を記入する。
- 園舎を「保育部門」「管理部門」に分類し、用途別に面積の内訳を記入する。
- 一つのスペースを複数の用途に兼用する場合は、主たる用途の区分に面積を記入するとともに、従たる用途を（　　）内に記入する。

(2) 保育室等の内訳

- 保育室及び預かり保育室については、部屋の間取り等で区分しそれぞれの面積、室数を記入する。

(3) 旧園舎の状況

- 旧園舎の全てについて、建物名称、構造、建築年度、面積を記入する。
- 処分方法は「継続使用」「改修使用」「〇〇へ転用」「取り壊し」「一部取り壊し」などの区分を記入する。
- 取り壊す場合は耐力度点数、取り壊し時期を記入するとともに、当該園舎の建設時に国庫補助金が交付されていた場合は、その交付年度を記入する。

(4) 工事費

- 工事区分に従って、工事費の見積額を記入する。

(5) 工事期間等

- 契約、着工、完成の時期（予定）を記入する。

園舎の構造区分

構造区分	表示	主要骨組み部分			
		柱	床ばり	けた、銅差	こう配屋根の小屋組み
木造	W	木材	木材又は鉄材	木材	木材又は鉄材
鉄筋コンクリート造	R	鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート又は耐火被覆鉄骨		鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート又は耐火被覆鉄骨	
鉄骨造	S	鉄骨			
その他		木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造以外のもの	[例] 石造、れんが造、ブロック造		

3. 屋外教育環境整備

- 事業区分、事業細目は下記の区分により記入する。

事業区分	事業細目	当該施設が備えるべき要件
屋外運動広場	木登りの森	複数の高木が平面的広がりを持って植えられていること。
	相撲の芝生	まとまった範囲に芝生が植えられ自由に立ち入りできること。
	冒険の丘	地形の起伏あるいは築山を利用し昇り降り等の運動ができるよう配慮されていること。
	アスレチックコース	複数のアスレチック遊具があること。
	マラソンコース	グラウンドや自動車の通行と区分された走路であること。
	花のトンネル	つる性の植物等により、その下をくぐって運動できるように配慮されている施設であること。
屋外集会施設	プレイコート	舗装及び改良を施したコートがあり、球技やボールゲーム等ができること。
	屋外ステージ	ステージ及び観客席（いすである必要はない）をもつこと。
	語らいの広場	芝生、ベンチ等があり多人数で語らいができること。
	ふれあいの小径	教師と園児又は園児相互の交流を図れるように配慮された施設であること。（散策路、遊歩道等）
屋外学習施設	炊さん場	屋外炊さん及び食事が多人数でできること。屋外給食施設を含む。
	観察の森	木々に対する理解を深めるとともに小鳥や昆虫にふれあうためのみどりの場であること。
	学習園	草花、野菜、果樹などを育てるための庭等で果実などを収穫できる（体験できる）場であること。
自然体験広場	自然体験広場	水性植物や魚等を観察するための小川や池等で、自然（みどり）と一体化できる（自然に関心を持たせる）場であること。

- 事業の内容、員数、数量等を簡潔に記入するとともに、工事の見積もり額並びに契約、着工、完成の時期（予定）を記入する。

4. エコ改修事業

- 事業区分、事業細目は下記の区分により記入する。

事業区分	事業細目	事業概要
新エネルギー活用型	太陽光発電型	屋上、屋根等に太陽電池を設置し、太陽電池により発電した電力を学校で通常使用する電力に活用するためのシステム
	太陽熱利用型	屋上等に太陽熱給湯器を設置し、太陽熱で暖めた温水を暖房（床暖房等）、給湯（シャワー、給食等）に利用する方法
	その他新エネルギー活用型	<ul style="list-style-type: none"> ・風力：屋上、校庭等に風車を設置し、発電する方式で、学校で通常使用する電力を補うシステム ・地中熱：換気用チューブを地中に埋設し、室内空気を循環させて熱交換するシステム ・燃料電池：都市ガス等の燃料から電力を得るシステムで発電の際の排ガスがクリーンで二酸化炭素の排出も少ないシステム
省エネルギー・省資源型		<ul style="list-style-type: none"> ・断熱化：複層ガラスや二重サッシ等の利用、断熱材等の改造 ・採光対策：庇、ルーバー、バルコニー、反射鏡等の設置 ・省エネ型設備：省エネ型空調設備、高効率型照明器具への更新及び学校内での節水効果を高めるために自動水洗や節水型便器への更新 ・中水利用：敷地や屋根等から集めた雨水を再利用貯留槽等に貯め、ろ過等の処理をしてトイレの洗浄水や園庭の散水、園内の池等に利用及び施設内で発生する排水をろ過等の処理をして、トイレ洗浄水等に利用
緑化推進型	園庭芝生化	原則として暗渠排水、表面排水及び芝張り（人工芝を除く。）等が一体として整備された施設であること
	建物緑化、屋上緑	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の壁面や屋上、テラス、ベランダ等の緑化を行う ・校内を積極的に緑化し、緑被率の向上、緑のネットワークの形成、ビオトープの設置等をはかる。
木材利用型		地域材、間伐材等の木材を利用した床、壁、天井等の内装等の改造

- 事業の内容、員数、数量等を簡潔に記入するとともに、工事の見積額並びに契約、着工、完成の時期（予定）を記入する。

5. 耐震補強工事等、防犯対策工事、アスベスト等対策工事、バリアフリー化工事

- 対象となる建物毎に名称、構造、建築年度、建物面積を記入する。
- 工事等の内容、員数、数量等を簡潔に記入するとともに、工事等の見積額並びに契約、着工、完成の時期（予定）を記入する。

6. 内部改修工事

- 区分は、交付要綱10【別表①】に基づき、衛生環境改善、園舎の一部改修のいずれかを記載する。
- 対象となる建物毎に名称、構造、建築年度、建物面積を記入する。
- 工事の内容、員数、数量等を簡潔に記入するとともに、工事の見積額並びに契約、着工、完成の時期（予定）を記入する。

別紙1 (交付要綱10の認定こども園 (経過措置))

(様式1-9)

令和

就学前教育・保育施設整備交付金【経過措置分】交付金計算書

園名

0

1 新築・増築・改築

(1) 基準面積

① 計算上の学級数

区分	幼児数	左 ÷ 35 (切上)
満3歳児		
3歳児		0学級
4歳児		0学級
5歳児		0学級
計	0人	0学級

② 基礎面積の計算

区分	基礎面積の計算式	面積
N = 1 ~ 2	307+209(N-1)=	m ²
N = 3 ~ 5	725+161(N-3)=	m ²
N = 6 ~ 8	1,208+168(N-6)=	m ²
N = 9 以上	1,713+161(N-9)=	m ²

$$0 \\ ② + ③ = 0 \text{ m}^2 \leftarrow A$$

③ 預かり保育の面積加算

預かり保育	面積加算
20人以下	m ²
21~35人	m ²
36人以上	m ²

↑ 定員と現員いずれか小

(2) 保有面積

区分	保有面積	
健全建物	m ²	← B
危険建物	m ²	← C
計	0 m ²	← D

(3) 取り壊し面積

区分	取り壊し面積	
健全建物取り壊し	m ²	← E
危険建物取り壊し	m ²	← F
計	0 m ²	← G

(4) 新増改築面積

区分	面積	
建築面積	m ²	← H
純増面積	0	

$$\uparrow H - G = I$$

(5) 補助資格面積

区分	計算式	面積	左のうち最小面積	R造以外は左 ÷ 1.020
改築	A - B	0 m ²	0 m ²	m ²
	C	0 m ²		
	H - E	0 m ²		
預かり保育事業等の実施に伴う改築	G	0 m ²	0 m ²	m ²
	H	0 m ²		
新增築	A - D	0 m ²	0 m ²	m ²
	I	0 m ²		

$$\uparrow J \rightarrow$$

(6) 補助事業に要する経費

工事請負契約金額 (A)	補助対象外経費 (B)	補助事業に要する経費 (A-B) (C)	建築面積 (D)	建築実施単価 (C ÷ D)
		0円	0m ²	

$$\uparrow K$$

(7) 国庫補助金の算定

補助資格面積	補助単価	補助対象工事費	補助率	補助金の額
		0千円	1/3以内	
計	0円/m ²	0千円		0千円

$$\uparrow J$$

↑ K と予算単価のいずれか小

2 屋外教育環境整備、耐震補強工事、防犯対策工事、アスベスト等対策工事、エコ改修事業、内部改修工事、バリアフリー化工事

(1) 補助事業に要する経費

区分	工事内訳	(工事量)	補助事業に要する経費	左のうち補助対象工事費
				0千円
				0千円
				0千円
計			0千円	0千円

$$\uparrow L$$

(2) 交付金の算定

補助対象工事費	補助率	補助金の額
0千円	1/3又は 1/2以内	
計		0千円

$$\uparrow L$$

様式1－9 記入要領

1. 新築・増築・改築（該当事業を○で囲むこと。）

(1) 基準面積

- ① 申請年度における年齢毎の定員又は現員（新設及び定員増に係る増築の場合は予定数）のいずれか少ない幼児数を35人で除し、計算上の学級数…Nを求める。
- ② 計算上の学級数…Nに応じた基礎面積を求める。
- ③ 下記により算出した預かり保育対象園児数に応じた加算面積を求める。
- ④ 基礎面積に預かり保育加算面積を加え基準面積…Aを求める。
- ⑤ 申請年度の前年度における月別預かり保育延べ園児数の実績を添付すること。（様式任意）

（預かり保育対象園児数の算出方法）

1. 申請年度の前年度の4、5、6、7、9、10、11月の実績で、1日当たりの預かり保育対象園児数を次の計算式により求める。（新たに預かり保育を実施する場合は計画による）
 - (1) 当該月の預かり保育延べ園児数÷当該月の保育日数=当該月の1日当たりの預かり保育対象園児数
 - (2) (1)で算出した対象月毎の園児数を合計し、7で除した数を預かり保育対象園児数とする。

2. 預かり保育の面積加算の対象となるのは、年間を通じて、1日2時間以上継続的に幼稚園型一時預かり事業（従来の預かり保育を含む。）を実施する場合とする。

(2) 保有面積

- ① 保有している建物面積を健全建物と危険建物に区分して記入する。
- ② 危険建物は次の基準による。

区分	危険建物に区分する基準
木造建物	耐力度がおおむね5,500点以下の建物又は建築後24年を経過した建物
鉄筋コンクリート造建物	耐力度がおおむね5,000点以下の建物又は建築後50年を経過した建物
鉄骨・その他造建物	耐力度がおおむね5,000点以下の建物又は建築後35年を経過した建物

(3) 取り壊し面積

取り壊し面積を、健全建物、危険建物毎に区分して記入する。

(4) 新増改築面積

- ① 建築面積は下記により算出した面積を記入する。
- ② 純増面積は建築面積から取り壊し面積を控除した面積を記入する。

（建築面積の算出方法）

1. 建築面積は、建物毎に、壁（腰壁は除く、以下同じ）や建具などにより風雨を防ぐことができる部分の、床面積の合計とする。
2. 床面積の算定は、各階毎に壁又はその他の区画の中心線で囲まれた床部分の、水平投影面積を測定して行うものとし、建物毎の延面積に1平方メートルに満たない端数が生じたときは、これを四捨五入して算定する。
3. エレベーターやリフトのシャフト部分など、通念上床面積に含まれる部分は床面積に参入するが、次のいずれかに該当する部分は床面積に算入しない。 <ol style="list-style-type: none">(1) 屋内運動場のギャラリーなどで日常利用されず補助的通行に利用される内に2メートル以下のもの(2) 天井高又は床下高2メートル以下の中2階など(3) 建物の外部に固着した内部の高さ2メートル以下の部分(4) 二重窓の室内部分(5) ひさし、ぬれ縁、ポーチ、アーケード、壁で囲まれていない外部階段、バルコニー、ピロティなど
4. 次に掲げる建物以外の工作物は床面積に算入しない。 ○吹き抜けの渡り廊下 ○柱と屋根のみで壁のない独立した構造物 ○内部の高さが2メートル以下の独立した構造物 ○簡易な小規模構造物 ○土地に固着した囲障 ○貯水池 ○水泳プール ○野球のバッケネット ○鉄棒 ○井戸 ○百葉箱 ○フレーム ○ピットなど
5. 幼稚園と保育所において、保育上支障のない限り施設や設備を相互に共用するなど施設の共用化等を図ることができるが、その場合において、共用部分に保有面積については、幼稚園及び保育所の各自の専有面積により按分して算定するものとする。

(5) 補助資格面積

改築、新增築の区分に応じた計算式により、補助資格面積…J を算出する。

(6) 補助事業に要する経費

国庫補助対象経費を建築面積で除すことにより、建築実施単価…K を算出する。

(7) 国庫補助金の算定

補助単価は、建築実施単価と毎年度の予算単価のいずれか低い単価を記入する。

(8) 端数処理

建築実施単価及び補助単価は1円未満の端数を切り捨てる。

補助対象工事費及び補助金の額は千円未満の端数を切り捨てる。

(9) 建物の構造に応ずる補正

上記の(2)保有面積、(3)取り壊し面積、(4)新增改築面積のうち、鉄筋コンクリート造以外の構造の園舎に係る部分があるときは、当該部分の面積に1.020を乗じて面積を補正する。

2. 屋外環境整備、耐震補強工事等、防犯対策工事、アスベスト等対策工事、エコ改修事業、内部改修工事、バリアフリー化工事（該当事業を○で囲むこと。）

(1) 工事内訳

必要に応じて工事内訳明細書を添付する。

(2) 端数処理

補助金の額は千円未満の端数を切り捨てる。

新設学校法人に関する調書

学校法人名

1.学校法人の設立代表者と理事長について

区分	氏名	学校法人設立に至るまでの経緯
設立代表者		
学校法人理事長		

2.学校法人が継承する園舎建築費に係る債務状況

園舎建築費総額				園舎の建築面積	
承 継 前	支 払 済	金額 円	支払(予定)年月日	支払いの相手方	支払財源の調達方法
計					
学校法人設立年月日			債務の承継年月日	園舎の引渡し年月日	
承 継 後	支 払 済				
		(小計)			
	支 払 未 済				
		(小計)			
合計					

- (注) 1. 債務の承継前における支払財源が借入金等の負債によるものについては、「承継前」の金額欄にかつて書きで記入し、「承継前」の「支払済」又は「支払未済」のいずれかに該当する欄に、債務承継後の処理状況を記入すること。
なお、かつて書きの金額は、「計」及び「合計」の金額には算入しないこと。したがって「園舎建築費総額」と「合計」の金額とは一致する。
2. 参考資料として設立時における財産目録を添付すること。

別紙1 (交付要綱10の認定こども園(経過措置))

(様式1-11)

耐震性能判定表

設置者名	園名									
建物階数	構造の種類		RC	S	SRC	その他()				
耐震性能の診断の対象となった棟	棟番号	建築年	面積			左のうち今回診断対象分				
						m^2	m^2			
適用した方法	第2次診断			第3次診断			その他()			
Is (Iw) 又は qが不足の方向・階	けた行き		はり間		Is (Iw)が最低の方向・階					
	1階	2階	3階	1階						2階
耐震性能に係る各数値	既存建物	補強設計		補強前・補強後で左欄の数値が変更になった場合その補強・改修方法を○で囲み、()内に箇所数を記入						
Eo				RC壁	: 増設	()	補強	()		
Fes				RCそで壁	: 増設	()	補強	()		
Z				RC柱	: 増設	()	補強	()		
Rt				プレース	: 増設	()	補強	()		
Is (Iw)				耐震スリット	: 増設	()	補強	()		
q				基礎	: 増設	()	補強	()		
耐震工事全体事業費				荷重軽減	: 軽減箇所名	()				
耐震性能の診断・補強設計を行った診断者の所見					診断を終了した日					
既存建物の耐震性能の評価										
補強設計と補強後の耐震性能の評価										
診断・調査の実施者の資格及び氏名										

(注)本判定表は、構造別に作成する。なお、非構造部材の耐震対策または防災機能強化のみを実施する場合は作成不要とする。

別紙2（交付要綱6の（2）イの公立認定こども園、交付要綱10の認定こども園（経過措置）以外）
(様式1-1)

第 号
年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金の事業実績報告について

（元号） 年 月 日 第 号で交付決定を受けた（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| 1 精 算 額 | 金 円 |
| 2 整備計画等実績の概要 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-2） |
| 3 精算額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-3） |
| 4 事業実績報告書 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-4） |
| 5 工事契約金額報告書 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-5） |
| 6 自治体及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本 | |

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙2（交付要綱6の（2）イの公立認定こども園、交付要綱10の認定こども園（経過措置）以外）
(様式1-2)

就学前教育・保育施設整備計画・防音壁設置計画・防犯対策強化整備計画実績の概要

市町村名： 県 市

1. 整備計画等実績の概要

(単位：千円)

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の実支出額	交付金精算額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合計								

(注) 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）を添付すること。

(注) 抵当権設定の有無は、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業以外の場合に記入すること。

2. 整備計画等と実績との比較及び進捗状況

別紙2（交付要綱6の（2）イの公立認定こども園、交付要綱10の認定こども園（経過措置）以外）
（様式1-3）

就学前教育・保育施設整備交付金精算額内

市町村名：県

(1)工事請負契約等を締結する単位で作成すること。

(3)E欄には、C欄の額とD欄の額を比較して少ない(ほ)の額に2/3(又は1/2, 3/4, 5/5, 10)を乗じた。

(4) E種類、J種類及び長編の小計及び合計の欄については、内訳の金額の記入のある場合は必ず記入すること。

(5) G欄には、設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算及び定期借地権設定のための一時金加算を除いた交付基礎額に対して、0.08%の手数料として課税する。

(6)J欄はE欄の額とI欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。(千円未満切り捨て)
(7)K欄はI欄の額に当年度の進捗率を乗じた額を記入すること。

(7) 代理者は、上欄の額に当年度の運賃率を乗じて額を記入する。

事 業 実 績 報 告 書

※「保育所等」とは、保育所、小規模保育事業所、こども誰でも通園制度（仮称）試行の事業を行う事業所又は認定こども園に係る保育所部分を指しております。

交付金		施設種別			都道府県名 市町村名		印(押) 誰名	担当者名	
(フリガナ) 施設名		(フリガナ) 経営主体名				設置 主体	電話 mail		
所在地	(移転前)		(移転後)		(フリガナ) 名称				
本整備の該当箇所	<input type="checkbox"/> 保育所等		<input type="checkbox"/> 教育部分		他の国庫補助金の申請の有無	有(補助金名をご記載ください。)			
整備区分		うち保育所部分	施設種別 別の変更	整備前 ⇒ 整備後		保育所等 国庫補助率	教育部分 国庫補助率		
		うち教育部分		⇒ 0					
定員	現在名	⇒ 増減	名 ⇒ 整備後名	建物延面積及び構造	整備前	階 m ²	⇒ 整備後	階 m ²	
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	民老分交付金額 (保育所部分に係る交付額)	千円	※「民老改策」の場合、「老朽民間児童福祉施設等の整備について」 (※第※年 令和※年※月※日こども家庭庁育成局長通知)に定める 様式を提出すること。	
既存施設 の状況	建築年度 (経過年数 年)	年度	国庫補助の有無	財産処分承認申請の必要の有無	施行 計 画	契約年月日	(元号)	年月日	
	老朽度	点	※「有」「無」を記入し、「有」の場合は ()に「年度」「金額」を記入	※「有」「無」を記入し、「有」の場合は ()に「解体」「転用」「その他」を記入		着工年月日	(元号)	年月日	
	耐震診断	Is/Iw	()	財産処分の種類		完成年月日	(元号)	年月日	
	現存率	%	(千円)	()		開所年月日	(元号)	年月日	
	トア 状対ス 況策ペ のス	アスベストの使用の有無	関係法令・必要手続きの確認状況	アスベスト使用建物における工事着工前の必要手続きの予定		工事の際の職員・園児の安全性確保の方法			
	<input type="checkbox"/> 使用されている	<input type="checkbox"/> 確認済みである	特定粉じん排出等作業届出の提出	(元号) 年月日					
	<input type="checkbox"/> 使用されていない	<input type="checkbox"/> 石綿則 <input type="checkbox"/> 大防法	工事着手にかかる事前届出の実施	(元号) 年月日					
	事前調査日 年月日		(その他、実績があれば記載)						

用 地 の 状 況	所 有	㎡	用地未決定の場合における手続きの状況	危険地区 指定の有 無
	買 収 (令和 年 月)	㎡		
	借 地 (地上権 貸借権 定期借地権 無償貸与) (借用の相手)	㎡	用地について(地域住民との調整状況・環境等)	

施設整備区分	交付基準額					
	保育所等			教育部分		
	(定員等)	(計算式等)	(基準額)	(定員等)	(計算式等)	(基準額)
本体						
特殊附帯工事費						
地域の余裕スペース活用促進加算						
設計料加算						
開設準備費加算						
土地借料加算						
定期借地権設定のための一時金加算						
解体撤去工事費						
仮設施設整備工事費						
計 (a)				千円		千円
総計 (a')					千円	千円
対象経費の実支出額 (b)				千円		千円
総事業費 (c)				千円		千円
寄付金その他の収入額 (d)				千円		千円
(c-d) × 補助率 (e)				千円		千円
実支出額(b) ×補助率 (f)				千円		千円
(e)と(f)を比較して 小さい方(g)				千円		千円
総計 (g')					千円	千円
交付金の額 (h) ※ (a')と(g')を比較して小さい方						千円
当該年度の交付金額						千円

施設種別			施 設 名	都道府県・市町村名															
児童年齢別内訳	整備前	年齢	0	1	2	3	4	5	合 計	支給認定区分別内訳	支給認定こども	1号	2号	3号	合 計				
		定員									整備前の定員内訳								
		現員									整備後の定員内訳								
		入所率（現員／定員）									定員に占める1号子どもの割合								
		定員									定員に占める2・3号子どもの割合								
		一時預かり事業を行う場合の人数									(按分率の算出方法)								
	整備後	病児・病後児保育事業（病児型・病後児型）を行う場合の人数																	
		() を行う場合の人数																	
		区分			適合状況		延面積		最 低 基 準 面 積 等										
		最低基準適合状況（整備後）	乳児室						m^2	1.65 $m^2 \times 2$ 歳未満児定員数 (人) =	m^2								
ほふく室							m^2	3.3 $m^2 \times 2$ 歳未満児定員数 (人) =	m^2										
小計	(適・否)						m^2												
保育室							m^2	1.98 $m^2 \times 2$ 歳以上児定員数 (人) =	m^2										
遊戯室							m^2	1.98 $m^2 \times 2$ 歳以上児定員数 (人) =	m^2										
小計	(適・否)						m^2												
調理室	(適・否)						m^2												
便所	(適・否)						m^2												
医務室	(適・否)						m^2												
その他							m^2												
一時預かり保育室						m^2													
病児・病後児保育室 (病児型・病後児型)						m^2													
地域子育て支援相談室						m^2													
屋外遊戯場						m^2													
その他()						m^2													
合 計						m^2													
屋外遊戯場(適・否) 3.3 $m^2 \times 2$ 歳以上児定員数 (人) = m^2																			
保育に必要な用具 (適・否)																			
施設整備に係る事業内容	建物の面積		建築面積		m^2	施工期間													
			延べ面積		m^2	○解体撤去工事													
	○解体撤去工事					着工年月日													
	建物の面積				m^2	完成年月日													
	建物の構造				造	○仮設施設工事													
	建築年月日					着工年月日													
	補助金の区分		年度			完成年月日													
	処分(取り壊し)年月日																		
	○仮設施設工事																		
	建物の面積				m^2														
建物の構造				造															
資金内訳	区分	交付金	市町村負担額	設置者負担										総事業費					
				一般財源	地 方 債	医療機構等借入		寄 付 金	地方単独補助	()	計								
	施設	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円										
		市町村の予算措置状況		当初		補正(月)		設置主体の予算措置状況		当初		補正(月)							

<提出資料>

- ・請負の場合は、工事請負契約書の写し
- 直営の場合は、支払領収書の写し
- 賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し（仮設施設整備のみ）
- ・工事完了を確認するに足る検査済証の写し
(建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証)
- ・各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- ・建物平面図（建築面積を明記したもの）及び立面図
- ・建物内外主要部分の写真
- ・工事契約金額報告書（別紙2様式1-5）
- ・その他必要な書類

別紙2（交付要綱6の（2）イの公立認定こども園、交付要綱10の認定こども園（経過措置）以外）
(様式1-5)

番 号
年 月 日

各 自治体の長 殿

○○法人○○会
理事長 ○○ ○○

施工業者
株式会社△△建設
代表取締役 △△ △△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）○○法人○○会と請負者（受託者）株式会社△△建設は、◇
◇◇保育所建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結
し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日				金額	
当初○○工事請負契約	(元号)	年	月	日	金	円
○○変更（追加）契約	(元号)	年	月	日	金	円
	(元号)	年	月	日	金	円
設計監理委託契約	(元号)	年	月	日	金	円
	(元号)	年	月	日	金	円

別紙2（交付要綱6の（2）イの公立認定こども園）
(様式1-6)

第 号
年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金の事業実績報告について

（元号） 年 月 日 第 号で交付決定を受けた（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- | 1 精 算 額 金 | 円 |
|-----------------------------------|---|
| 2 施設整備計画の写し | |
| 3 確定額算出内訳（別紙2 様式1-7） | |
| 4 最終の交付決定通知書の写し | |
| 5 対象経費算出表（別紙2 様式1-8）及びその根拠資料 | |
| 6 契約書（請書）の写し（変更契約書含む） | |
| 7 竣工（完成）検査調書の写し | |
| 8 支出命令書の写し | |
| 9 資格面積チェックシート【新增改築事業のみ添付】 | |
| 10 耐震性能判定表又は耐力度調査票【補強事業、改築事業のみ添付】 | |
| 11 自治体の歳入歳出決算書（見込書）抄本 | |
| 12 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等） | |
| 13 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表 | |
| 14 完成後の配置図又は平面図 | |
| 15 建物内外主要部分の写真 | |
| 16 その他必要な書類 | |

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

確定額算出內訛書

番号	都道府県名	設置者名	国の予算の予算年度・予算区分	国の会計区分	事務費(千円)	交付決定額(千円)
					0	0

確定額の算出

(1)交付決定時

LとMのいずれか少ない方の総和(=N)(千円)	事務費(千円)	交付決定額(千円)…①
0	0	0

(2)本来の交付決定時

LとMのいずれか少ない方の総和(=N)(千円)	事務費(千円)	本来の交付決定額(千円)…②	面積減等による不用額…①-②
0	0	0	0

(3)額の確定時

LとMのいずれか少ない方の総和(=N)(千円)	事務費(千円)	合計額(千円)…③
0	0	0

- 改修比率の再算定
- その他単価の再算定
- 空調単価の再算定

充当額の内訳

不用額の理由

確定額及び不用額

交付決定額(千円)	確定額(千円)	概算払済額	精算額	不用額(千円)
0	0			0

様式1－7 記入要領

<設置者名等>

(1)番号、都道府県名、設置者名

都道府県番号、都道府県名、設置者名を記入する。

(2)国の予算の予算年度・予算区分

交付決定を受けた国の予算の予算年度及び予算区分(当初予算や補正予算等)を記入する。

(3)国の会計区分

交付決定を受けた会計の区分(一般会計など)を記入する。

<確定額の算出>

(1)交付決定時

以下のAからOについて、交付決定時の内容を記入する。

A. 算定対象事業

就学前教育・保育施設整備交付金(以下「交付金」という。)の算定対象となった事業に「○」を記入する。

(全ての事業に「○」が記入されることとなる。)

B. 施設名～E. 構造区分

施設名、事業名、建物区分、構造区分を記入する。

F. 配分基礎面積

当該年度の配分基礎額を算定する際の基礎となる面積※を記入する。

※施設整備計画の「うち、補助対象面積等」欄に記載されている面積と同じ面積。

G. 単価種別

各年度の「就学前教育・保育施設整備交付金の配分基礎額の算定方法等について」(以下「配分基礎額通知」という。)で定める単価種別において、老朽単価を用いる事業については「○」を記入する。都道府県等において公共工事等に使用されている積算基準を参考として、事業箇所の実情に即して算定した面積(以下「その他面積」という。)及び単価(以下「その他単価」という。)を用いる事業については「△」を、上記以外については「ー」を記入する。

H. 配分基礎額(加算前)

交付要綱別表1－6等に基づき算出した、当該年度の配分基礎額※を記入する。

なお、その他面積及びその他単価を用いる場合には、配分基礎額と実工事費は同額となる。

※配分基礎額通知における特別加算額のうち、「その他こども家庭庁長官が特別に認める場合」の金額を反映しない額。

I. 実工事費

当該年度の実工事費※を記入する。ただし、当該額が交付金の算定対象となった事業の上限額を超えている場合は、上限額を記入する。また、当該額は耐震診断費(耐震化優先度調査、第1次診断を含む。)、耐力度調査費、実施設計費等は含むが、事務費は含まない。

なお、交付対象外面積に相当する実工事費は、適切に除外すること。

※施設整備計画の「うち、対象内実工事費」欄に記載されている金額と同額。

J. 算定割合

算定割合を記入する。

K. 加算前算定後配分基礎額

事業ごとに算出した配分基礎額(加算前)に算定割合を乗じた額を記入する。

L. 算定後配分基礎額

配分基礎額通知における特別加算額のうち「その他こども家庭庁長官が特別に認める場合」の金額を反映した額を記入する。ただし、当該額が交付金の算定対象となった事業の上限額に算定割合を乗じた額を超えている場合は、上限額に算定割合を乗じた額を記入する。

M. 算定後実工事費

実工事費に算定割合を乗じた額を記入する。

N. LとMのいずれか少ない方

算定後配分基礎額と算定後実工事費とを事業ごとに比較して少ない方の額を記入する。

O. 加算率

算定後配分基礎額を加算前算定後配分基礎額で除した値(小数点第3位以下切り捨て)を記入する。なお、当該値が1未満の場合は「加算なし」と記入する。

(2)本来の交付決定時

やむを得ない理由等により交付決定の内容の変更手続きを行うことができず、交付決定時から工事実施面積を減じたこと等による配分基礎面積の減がある場合、構造区分を変更した場合又は交付決定の条件で定められた期間内に交付対象となる経費が生じない場合等は、以下のAからPについて、変更後の内容を記入する。変更後の内容で再算定した結果、再算定額が交付決定額を下回る場合は、その差額を不用額として整理する。

なお、これらの変更がない場合は(1)交付決定時の内容を転記する。

A. 算定対象事業

交付金の算定対象となった事業に「○」を記入する。交付決定の条件で定められた期間内に交付対象となる経費が生じない事業は「×」を記入する。

B. 施設名～E. 構造区分

施設名、事業名、建物区分、構造区分を記入する。

F. 配分基礎面積

交付決定時から配分基礎面積の減がある場合は減じた配分基礎面積を記入する。交付決定時から配分基礎面積の変更がない場合は(1)交付決定時の配分基礎面積を転記する。なお、当該面積は竣工図や設計図等を確認し、例えば、余裕教室を転用し、教育以外の用途で専用使用することとして財産処分手続きを行った部分など交付対象外となる面積を計上することのないよう留意する。

G. 単価種別

(1)交付決定時と同様、事業の内容に応じて「○」「△」「－」を記入する。

H. 配分基礎額(加算前)

交付決定時から配分基礎面積の減がある場合や構造区分を変更した場合は減じた配分基礎面積又は変更した構造区分に基づき再算定した額を記入する。

空調単価を用いる事業のうち、「受電設備あり」もしくは「GHP」の単価で交付決定を受け、実際には「EHP」で整備を行ったものがある場合は、「EHP」単価で配分基礎額を再算定する。

なお、「EHP」の単価で交付決定を受け、実際には「受電設備あり」又は「GHP」で整備を行ったものがある場合には、(1)交付決定時の配分基礎額を上限として正しい単価での再算定を可能とする。

I. 実工事費

交付決定時から配分基礎面積の減がある場合は減じた配分基礎面積に応じた実工事費を記入する。

J. 算定割合

算定割合を記入する。

K. 加算前算定後配分基礎額

事業ごとに算出した配分基礎額(加算前)に算定割合を乗じた額を記入する。

L. 算定後配分基礎額

加算前算定後配分基礎額に(1)交付決定時の加算率※を乗じた額(千円未満は切り捨て)を記入する。ただし、(1)交付決定時の加算率が1以下の場合は加算前算定後配分基礎額の金額を転記する。なお、加算率を乗じた後の金額(加算率が1以下の場合は加算前算定後配分基礎額)が交付金の算定対象となった事業の上限額に算定割合を乗じた額を超えている場合は、上限額に算定割合を乗じた額を記入する。

なお、(1)交付決定時から配分基礎額(加算前)に変更がない場合は(1)交付決定時の算定後配分基礎額を記入する。

※ここで乗じる加算率は(1)交付決定時の算定後配分基礎額を加算前算定後配分基礎額で除した数値(小数点第3位以下も含めた数値)とする。

M. 算定後実工事費

実工事費に算定割合を乗じた額を記入する。

N. LとMのいずれか少ない方

算定後配分基礎額と算定後実工事費とを事業ごとに比較して少ない方の額を記入する。

O. 加算率

(1)交付決定時の加算率(小数点第3位以下切り捨て)を記入する。

P. 不用額

(1)交付決定時と(2)本来の交付決定時の「LとMのいずれか少ない方」の金額を比較し、配分基礎面積の減、構造区分の変更等により生じた差額を記入する。

(3)額の確定時

以下のAからO及びQについて、契約後の内容を記入する。

A. 算定対象事業

交付金の算定対象となった事業に「○」を記入する。交付決定の条件で定められた期間内に交付対象となる経費が生じなかった事業は「×」を記入する。

B. 施設名～G. 単価種別、J. 算定割合

(2)本来の交付決定時の内容を転記する。

H. 配分基礎額(加算前)

老朽単価を用いる事業について、改修比率が変動した場合は、変動後の改修比率に基づき再算定した額を記入する。その他単価を用いる事業は、(3)額の確定時の実工事費と同額となる。

I. 実工事費

施設整備計画提出時には予見しえない原因による工事費の増減(設計変更や対象外経費の算出誤りなど)を踏まえ、入札減等を反映させた実際の契約額に基づく額を記入する。ただし、当該額が交付金の算定対象となった事業の上限額を超えている場合は、上限額を記入する。なお、上限額を超えている事業以外は別紙2様式1-8(対象経費算出表)の「事業に要した経費」(D)と一致する。

K. 加算前算定後配分基礎額

事業ごとに算出した配分基礎額(加算前)に算定割合を乗じた額を記入する。

L. 算定後配分基礎額

加算前算定後配分基礎額に(1)交付決定時の加算率※を乗じた額(千円未満は切り捨て)を記入する。ただし、(1)交付決定時の加算率が1以下の場合は加算前算定後配分基礎額の金額を転記する。なお、加算率を乗じた後の金額(加算率が1以下の場合は加算前算定後配分基礎額)が交付金の算定対象となった事業の上限額に算定割合を乗じた額を超えている場合は、上限額に算定割合を乗じた額を記入する。

※ここで乗じる加算率は(1)交付決定時の算定後配分基礎額を加算前算定後配分基礎額で除した数値(小数点第3位以下も含めた数値)とする。

M. 算定後実工事費

実工事費に算定割合を乗じた額を記入する。

N. LとMのいずれか少ない方

算定後配分基礎額と算定後実工事費とを事業ごとに比較して少ない方の額を記入する。

O. 加算率

(1)交付決定時の加算率(小数点第3位以下切り捨て)を記入する。

Q. 流用可能額

(2)本来の交付決定時と(3)額の確定時の「LとMのいずれか少ない方」の金額を比較し、入札減又は改修比率の減等により生じた差額を記入する。

「改修比率の再算定」欄

老朽単価を用いる事業がある場合は、当該事業について、額の確定時に改修比率を再算定したことをもって「○」を記入する。なお、改修比率に変動がない場合や老朽単価を用いる事業がない場合は記入不要とする。

「その他単価の再算定」欄

その他面積とその他単価を用いる事業がある場合は、当該事業について、額の確定時に配分基礎額及び実工事費を再算定したことをもって「○」を記入する。なお、配分基礎額及び実工事費を再算定していない場合や、その他面積とその他単価を用いる事業がない場合は記入不要とする。

「空調単価の再算定」欄

空調単価を用いる事業について、交付決定時から使用する単価を変更している場合には「○」を記入する。

<充当額の内訳>

A. 算定対象事業

交付金の算定対象となった事業に「○」を記入する。交付決定の条件で定められた期間内に交付対象となる経費が生じなかった事業は「×」を記入する。また、交付金の算定対象となっていない事業は空欄とする。

B. 施設名～E. 構造区分

(3)額の確定時の施設名等を記入する。

R. 充当額

事業ごとの充当額を記入する。各事業における充当額は(3)額の確定時の算定後実工事費に事務費を加えた金額を上限とする。

S. 完了年月日

事業ごとの完了年月日を記入する。なお、完了年月日とは、事業の完了を確認した日付(完成検査調書の調査実施年月日など)とする。

<確定額及び不用額>

(1)交付決定額

最終の交付決定通知書の交付決定額を記入する。

(2)確定額

充当額の合計金額を記入する。

(3)概算払済額、精算額

確定額のうち、概算払済額、精算額をそれぞれ記入する。

(4)不用額

交付決定額と確定額の差額を記入する。

別紙様式5

別紙2(交付要綱6の(2)イの公立認定こども園)

(様式1-8)

対象経費算出表

施設整備計画に計上した施設名						
施設整備計画に計上した事業名						
						(単位:円)
工事名 区分						計
工事費積算額 (税抜き) ① (②+⑤)						
直接工事費 ②						
対象外経費 ③						
対象内経費 ④						
共通費 ⑤						
仮設費 ⑥						
諸経費 ⑦						
対象内共通費 ⑧ (⑤×(④/②))						
対象内経費 ⑨ (④+⑧)						
契約年月日						
契約金額 ⑩ (税抜) (税込)						
対象内経费率 ⑪ (⑨/①)						
対象内経費 ⑫ (⑩下段×⑪)						A
対象外経費 ⑬ (⑩下段-⑫)						
経費名 区分						計
経費の支出年度						
契約金額 ⑭ (税込み)						
⑭の 内 訳	対象外経費					
	対象内経費					B
経費名 区分						計
経費の支出年度						
契約金額 ⑮ (税込み)						
⑮の 内 訳	対象外経費					
	対象内経費					C

注) 本表における「税込み」及び「税込み額」は、算出の元となる各金額に課税される
「消費税及び地方消費税を含めた額」を指す。

事業に要した経費 (A+B+C)	D
---------------------	---

別紙2（交付要綱10の認定こども園（経過措置））
(様式1-9)

第 号
年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金の事業実績報告について

（元号） 年 月 日 第 号で交付決定を受けた（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| 1 精 算 額 | 金 円 |
| 2 実 績 報 告 書 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-10） |
| 3 精算額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-11） |
| 4 契約書（請書）の写し（変更契約書含む） | |
| 5 竣工（完成）検査調書の写し | |
| 6 自治体及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本 | |
| 7 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等） | |
| 8 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表 | |
| 9 完成後の配置図又は平面図 | |
| 10 建物内外主要部分の写真 | |
| 11 工事契約金額報告書（別紙2 様式1-5） | |
| 12 その他必要な書類 | |

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙2（交付要綱10の認定こども園（経過措置））
(様式1-10)

抵当権の設定	有・無
--------	-----

都道府県名	
市町村名	
学校法人名	
園名	
設置年度	

令和 年度就学前教育・保育施設整備交付金【経過措置分】に係る実績報告書

1. 総括表

事業名	交付事業に要する経費	交付対象工事費	交付金の額
計	0円	0千円	0千円

2. 幼稚園型認定こども園の状況

所在地 (変更後)	園地の状況 (変更後)			園地面積 (変更後)					
	令和 年度(前年度)			令和 年度(申請年度)			令和 年度(次年度)		
区分	定員	現員	学級数	定員	現員	学級数	定員	現員	学級数
満3歳児									
3歳児									
4歳児									
5歳児									
計	0人	0人	0学級	0人	0人	0学級	0人	0人	0学級
預かり保育									

3. 事業別内訳

(1) 新築・増築・改築

①事業実施後の園舎の状況

保育部門		管理部門	
保育室()		職員室()	
遊戯室()		保健室()	
預かり保育室()		会議室()	
図書室()		相談室()	
教材・器具庫()		PTA室()	
その他()		便所	
()		廊下・階段・昇降口	
()		その他	
計	0m ²	計	0m ²

②保育室等の内訳

保育室内訳		
タイプ1		
タイプ2		
タイプ3		
タイプ4		
タイプ5		
預かり保育室内訳		
タイプ1		
タイプ2		
タイプ3		

③旧園舎の状況

建物名称	構造	建築年度	面積	処分方法	耐力度点数	取り壊し時期	交付金	交付年度

④工事費

工事区分	工事費
建築工事費	
解体費	
実施設計費	
計	0千円

⑤工事期間等

契約年月日	着工年月日	完成年月日
-------	-------	-------

(6)工事日支払状況

支 払 先	第 1 回 支 払	第 2 回 支 払	第 3 回 支 払	計
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円

(注) 支払の事実が確認できる資料（領収書写）を添付すること。

(2) 屋外教育環境整備

事 業 区 分	事 業 細 目	事 業 の 内 容, 員 数・数 量 等	工 事 費
計			0千円

契 約 年 月 日	着 工 年 月 日	完 成 年 月 日
-----------	-----------	-----------

支 払 先	第 1 回 支 払	第 2 回 支 扟	第 3 回 支 扟	計
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円

(注) 支払の事実が確認できる資料（領収書写）を添付すること。

(3) 耐震補強工事等

対 象 建 物				工 事 の 内 容, 員 数・数 量 等	工 事 費
建物名称	構 造	建 築 年 度	建 物 面 積		
計			0m ²		0千円

契 約 年 月 日	着 工 年 月 日	完 成 年 月 日
-----------	-----------	-----------

支 払 先	第 1 回 支 扟	第 2 回 支 扟	第 3 回 支 扟	計
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円

(注) 支払の事実が確認できる資料（領収書写）を添付すること。

(4) 防犯対策工事

対 象 建 物				工 事 の 内 容, 員 数・数 量 等	工 事 費
建物名称	構 造	建 築 年 度	建 物 面 積		
計			0m ²		0千円

契 約 年 月 日	着 工 年 月 日	完 成 年 月 日
-----------	-----------	-----------

支 払 先	第 1 回 支 扟	第 2 回 支 扟	第 3 回 支 扟	計
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円

(注) 支払の事実が確認できる資料（領収書写）を添付すること。

(5) アスペスト等対策工事

事業区分	事業細目	事業の内容、員数・数量等	工事費
計			0千円

契約年月日	着工年月日	完成年月日
-------	-------	-------

支払先	第1回支払	第2回支払	第3回支払	計
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円

(注) 支払の事実が確認できる資料（領収書写）を添付すること。

(6) エコ改修事業

事業区分	事業細目	事業の内容、員数・数量等	工事費
計			0千円

契約年月日	着工年月日	完成年月日
-------	-------	-------

支払先	第1回支払	第2回支払	第3回支払	計
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円

(注) 支払の事実が確認できる資料（領収書写）を添付すること。

(7) 内部改修工事

事業区分	事業の内容、員数・数量等	工事費
計		0千円

契約年月日	着工年月日	完成年月日
-------	-------	-------

支払先	第1回支払	第2回支払	第3回支払	計
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円
	円	円	円	0 円

(注) 支払の事実が確認できる資料（領収書写）を添付すること。

(8) バリアフリー化工事

対象建物				工事の内容、員数・数量等	工事費
建物名称	構造	建築年度	建物面積		
計			0m ²		0千円

契約年月日	着工年月日	完成年月日
-------	-------	-------

支払先	第1回支払	第2回支払	第3回支払	計
	円	円	円	0円
	円	円	円	0円
	円	円	円	0円
	円	円	円	0円

(注) 支払の事実が確認できる資料（領収書写）を添付すること。

様式1-10 記入要領

- 抵当権の設定欄は令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」の別添1「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無について、○を付すこと。

1. 総括表（必ず記入する。）

- 事業名、交付事業に要する経費（円単位）、交付対象工事費（千円単位）、交付金の額（千円単位）を記入する。

2. 幼稚園型認定こども園の状況（必ず記入する。）

- 幼稚園型認定こども園所在地を上段に記入し、移転する場合など変更を伴う場合は下段に変更後の所在地を併せて記入する。

- 園地の状況は、自己所有、借地などを上段に記入し、移転する場合など変更を伴う場合は下段に変更後の園地の状況を併せて記入する。

- 園地面積を上段に記入し、移転する場合や園地を拡張する場合など変更を伴う場合は下段に変更後の園地面積を併せて記入する。

- 幼児数等は、申請年度の前年度、申請年度、申請年度の次年度（それぞれ5月1日現在、予定を含む）の定員と定員上の学級数及び現員と現員上の学級数を、「満3歳～5歳児」及び「預かり保育」に区分して記入する。

3. 新築・増築・改築（該当事業を○で囲むこと。）

(1) 事業実施後の園舎の状況

- 完成後の総園舎面積（増築の場合は旧園舎面積を含む）、園舎の構造（下記表示参照、以下同じ）、運動場面積を記入する。
○ 園舎を「保育部門」「管理部門」に分類し、用途別に面積の内訳を記入する。
○ 一つのスペースを複数の用途に兼用する場合は、主たる用途の区分に面積を記入するとともに、従たる用途を（ ）内に記入する。

(2) 保育室等の内訳

- 保育室及び預かり保育室については、部屋の間取り等で区分しそれぞれの面積、室数を記入する。

(3) 旧園舎の状況

- 旧園舎の全てについて、建物名称、構造、建築年度、面積を記入する。
○ 処分方法は「継続使用」「改修使用」「○○へ転用」「取り壊し」「一部取り壊し」などの区分を記入する。
○ 取り壊す場合は耐力度点数、取り壊し時期を記入するとともに、当該園舎の建設時に国庫補助金が交付されていた場合は、その交付年度を記入する。

(4) 工事費

- 工事区分に従って、工事費を記入する。

(5) 工事期間等

- 契約、着工、完成年月日を記入する。

(6) 工事日支払状況

- 支払先、支払日、支払額を記入する。

園舎の構造区分

構造区分	表示	主要骨組み部分			
		柱	床ばり	けた、銅差	こう配屋根の小屋組み
木造	W	木材	木材又は鉄材	木材	木材又は鉄材
鉄筋コンクリート造	R	鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート又は耐火被覆鉄骨			鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート又は耐火被覆鉄骨
鉄骨造	S	鉄骨			
その他		木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造以外のもの	[例] 石造、れんが造、ブロック造		

4. 屋外教育環境整備

- 事業区分、事業細目は下記の区分により記入する。

事業区分	事業細目	当該施設が備えるべき要件
屋外運動広場	木登りの森	複数の高木が平面的広がりを持って植えられていること。
	相撲の芝生	まとまった範囲に芝生が植えられ自由に立ち入りできること。
	冒險の丘	地形の起伏あるいは築山を利用し昇り降り等の運動ができるよう配慮されていること。
	アスレチックコース	複数のアスレチック遊具があること。
	マラソンコース	グラウンドや自動車の通行と区分された走路であること。
	花のトンネル	つる性の植物等により、その下をくぐって運動できるように配慮されている施設であること。
	プレイコート	舗装及び改良を施したコートがあり、球技やボールゲーム等ができること。
屋外集会施設	屋外ステージ	ステージ及び観客席（いすである必要はない）をもつこと。
	語らいの広場	芝生、ベンチ等があり多人数で語らいができること。
	ふれあいの小径	教師と園児又は園児相互の交流を図れるように配慮された施設であること。 (散策路、遊歩道等)
	炊さん場	屋外炊さん及び食事が多人数できること。屋外給食施設を含む。
屋外学習施設	観察の森	木々に対する理解を深めるとともに小鳥や昆虫にふれあうためのみどりの場であること。
	学習園	草花、野菜、果樹などを育てるための庭等で果実などを収穫できる（体験できる）場であること。
	自然体験広場	水性植物や魚等を観察するための小川や池等で、自然（みどり）と一体化できる（自然に関心を持たせる）場であること。

- 事業の内容、員数、数量等を簡潔に記入するとともに、工事費並びに契約、着工、完成年月日を記入する。

- 支払先、支払日、支払額を記入する。

5. エコ改修事業

- 事業区分、事業細目は下記の区分により記入する。

事業区分	事業細目	事業概要
新エネルギー活用型	太陽光発電型	屋上、屋根等に太陽電池を設置し、太陽電池により発電した電力を学校で通常使用する電力に活用するためのシステム
	太陽熱利用型	屋上等に太陽熱給湯器を設置し、太陽熱で暖めた温水を暖房（床暖房等）、給湯（シャワー、給食等）に利用する方法
	その他新エネルギー活用型	<ul style="list-style-type: none"> ・風力：屋上、校庭等に風車を設置し、発電する方式で、学校で通常使用する電力を補うシステム ・地中熱：換気用チューブを地中に埋設し、室内空気を循環させて熱交換するシステム ・燃料電池：都市ガス等の燃料から電力を得るシステムで発電の際の排ガスがクリーンで二酸化炭素の排出も少ないシステム
省エネルギー・省資源型		<ul style="list-style-type: none"> ・断熱化：複層ガラスや二重サッシ等の利用、断熱材等の改造 ・採光対策：庇、ルーバー、バルコニー、反射鏡等の設置 ・省エネ型設備：省エネ型空調設備、高効率型照明器具への更新及び学校内での節水効果
緑化推進型	園庭芝生化	原則として暗渠排水、表面排水及び芝張り（人工芝を除く。）等が一体として整備された施設であること
	建物緑化、屋上緑	・建物の壁面や屋上、テラス、ベランダ等の緑化を行う ・校内を積極的に緑化し、緑被率の向上、緑のネットワークの形成、ビオトープの設置等をはかる。
木材利用型		地域材、間伐材等の木材を利用した床、壁、天井等の内装等の改造

- 事業の内容、員数、数量等を簡潔に記入するとともに、工事費並びに契約、着工、完成年月日を記入する。

- 支払先、支払日、支払額を記入する。

6. 耐震補強工事等、防犯対策工事、アスベスト等対策工事、バリアフリー化工事

- 対象となる建物毎に名称、構造、建築年度、建物面積を記入する。
- 工事等の内容、員数、数量等を簡潔に記入するとともに、工事費並びに契約、着工、完成年月日を記入する。
- 支払先、支払日、支払額を記入する。

7. 内部改修工事

- 区分は、交付要綱別表1に基づき、衛生環境改善、園舎の一部改修のいずれかを記載する。
- 対象となる建物毎に名称、構造、建築年度、建物面積を記入する。
- 工事の内容、員数、数量等を簡潔に記入するとともに、工事費並びに契約、着工、完成年月日を記入する。
- 支払先、支払日、支払額を記入する。

別紙2 (交付要綱10の認定こども園 (経過措置))

(様式1-11)

令和

就学前教育・保育施設整備交付金【経過措置分】交付金計算書

園名

0

1 新築・増築・改築

(1) 基準面積

① 計算上の学級数

区分	幼児数	左 ÷ 35 (切上)
満3歳児		
3歳児		0学級
4歳児		0学級
5歳児		0学級
計	0人	0学級

② 基礎面積の計算

区分	基礎面積の計算式	面積
N = 1 ~ 2	307+209(N-1)=	m ²
N = 3 ~ 5	725+161(N-3)=	m ²
N = 6 ~ 8	1,208+168(N-6)=	m ²
N = 9 以上	1,713+161(N-9)=	m ²

$$0 \\ ② + ③ = 0 \text{ m}^2 \leftarrow A$$

③ 預かり保育の面積加算

預かり保育	面積加算
20人以下	m ²
21~35人	m ²
36人以上	m ²

↑ 定員と現員いずれか小

(2) 保有面積

区分	保有面積	
健全建物	m ²	← B
危険建物	m ²	← C
計	0 m ²	← D

(3) 取り壊し面積

区分	取り壊し面積	
健全建物取り壊し	m ²	← E
危険建物取り壊し	m ²	← F
計	0 m ²	← G

(4) 新増改築面積

区分	面積	
建築面積	m ²	← H
純増面積	0	

↑ H - G = I

(5) 補助資格面積

区分	計算式	面積	左のうち最小面積	R造以外は左 ÷ 1.020
改築	A - B	0 m ²	0 m ²	m ²
	C	0 m ²		
	H - E	0 m ²		
預かり保育事業等の実施に伴う改築	G	0 m ²	0 m ²	m ²
	H	0 m ²		
新增築	A - D	0 m ²	0 m ²	m ²
	I	0 m ²		

↑ J →

(6) 補助事業に要する経費

工事請負契約金額 (A)	補助対象外経費 (B)	補助事業に要する経費 (A-B) (C)	建築面積 (D)	建築実施単価 (C ÷ D)
		0円	0 m ²	

↑ K

(7) 国庫補助金の算定

補助資格面積	補助単価	補助対象工事費	補助率	補助金の額
		0千円	1/3以内	
計	0円/m ²	0千円		0千円

↑ J

↑ K と予算単価のいずれか小

2 屋外教育環境整備、耐震補強工事、防犯対策工事、アスベスト等対策工事、エコ改修事業、内部改修工事、バリアフリー化工事

(1) 補助事業に要する経費

区分	工事内訳	(工事量)	補助事業に要する経費	左のうち補助対象工事費
				0千円
				0千円
				0千円
計			0千円	0千円

↑ L

(2) 交付金の算定

補助対象工事費	補助率	補助金の額
0千円	1/3又は 1/2以内	
計		0千円

↑ L

様式1－11 記入要領

1. 新築・増築・改築（該当事業を○で囲むこと。）

(1) 基準面積

- ① 申請年度における年齢毎の定員又は現員（新設及び定員増に係る増築の場合は予定数）のいずれか少ない幼児数を35人で除し、計算上の学級数…Nを求める。
- ② 計算上の学級数…Nに応じた基礎面積を求める。
- ③ 下記により算出した預かり保育対象園児数に応じた加算面積を求める。
- ④ 基礎面積に預かり保育加算面積を加え基準面積…Aを求める。
- ⑤ 申請年度の前年度における月別預かり保育延べ園児数の実績を添付すること。（様式任意）

（預かり保育対象園児数の算出方法）

1. 申請年度の前年度の4、5、6、7、9、10、11月の実績で、1日当たりの預かり保育対象園児数を次の計算式により求める。（新たに預かり保育を実施する場合は計画による）
 - (1) 当該月の預かり保育延べ園児数÷当該月の保育日数=当該月の1日当たりの預かり保育対象園児数
 - (2) (1)で算出した対象月毎の園児数を合計し、7で除した数を預かり保育対象園児数とする。
2. 預かり保育の面積加算の対象となるのは、年間を通じて、1日2時間以上継続的に幼稚園型一時預かり事業（従来の預かり保育を含む。）を実施する場合とする。

(2) 保有面積

- ① 保有している建物面積を健全建物と危険建物に区分して記入する。
- ② 危険建物は次の基準による。

区分	危険建物に区分する基準
木造建物	耐力度がおおむね5,500点以下の建物又は建築後24年を経過した建物
鉄筋コンクリート造建物	耐力度がおおむね5,000点以下の建物又は建築後50年を経過した建物
鉄骨・その他造建物	耐力度がおおむね5,000点以下の建物又は建築後35年を経過した建物

(3) 取り壊し面積

取り壊し面積を、健全建物、危険建物毎に区分して記入する。

(4) 新増改築面積

- ① 建築面積は下記により算出した面積を記入する。
- ② 純増面積は建築面積から取り壊し面積を控除した面積を記入する。

（建築面積の算出方法）

1. 建築面積は、建物毎に、壁（腰壁は除く、以下同じ）や建具などにより風雨を防ぐことができる部分の、床面積の合計とする。
2. 床面積の算定は、各階毎に壁又はその他の区画の中心線で囲まれた床部分の、水平投影面積を測定して行うものとし、建物毎の延面積に1平方メートルに満たない端数が生じたときは、これを四捨五入して算定する。
3. エレベーターやリフトのシャフト部分など、通念上床面積に含まれる部分は床面積に参入するが、次のいずれかに該当する部分は床面積に算入しない。
 - (1) 屋内運動場のギャラリーなどで日常利用されず補助的通行に利用される内に2メートル以下のもの
 - (2) 天井高又は床下高2メートル以下の中2階など
 - (3) 建物の外部に固着した内部の高さ2メートル以下の部分
 - (4) 二重窓の室内部分
 - (5) ひさし、ぬれ縁、ポーチ、アーケード、壁で囲まれていない外部階段、バルコニー、ピロティなど
4. 次に掲げる建物以外の工作物は床面積に算入しない。
○吹き抜けの渡り廊下 ○柱と屋根のみで壁のない独立した構造物
○内部の高さが2メートル以下の独立した構造物 ○簡易な小規模構造物
○土地に固着した囲障 ○貯水池 ○水泳プール ○野球のバッケネット ○鉄棒
○井戸 ○百葉箱 ○フレーム ○ピットなど
5. 幼稚園と保育所において、保育上支障のない限り施設や設備を相互に共用するなど施設の共用化等を図ることができるが、その場合において、共用部分に保有面積については、幼稚園及び保育所の各々の専有面積により按分して算定するものとする。

(5) 補助資格面積

改築、新增築の区分に応じた計算式により、補助資格面積…J を算出する。

(6) 補助事業に要する経費

国庫補助対象経費を建築面積で除すことにより、建築実施単価…K を算出する。

(7) 国庫補助金の算定

補助単価は、建築実施単価と毎年度の予算単価のいずれか低い単価を記入する。

(8) 端数処理

建築実施単価及び補助単価は1円未満の端数を切り捨てる。

補助対象工事費及び補助金の額は千円未満の端数を切り捨てる。

(9) 建物の構造に応ずる補正

上記の(2)保有面積、(3)取り壊し面積、(4)新增改築面積のうち、鉄筋コンクリート造以外の構造の園舎に係る部分があるときは、当該部分の面積に1.020を乗じて面積を補正する。

2. 屋外環境整備、耐震補強工事等、防犯対策工事、アスベスト等対策工事、エコ改修事業、内部改修工事、バリアフリー化工事（該当事業を○で囲むこと。）

(1) 工事内訳

必要に応じて工事内訳明細書を添付する。

(2) 端数処理

補助金の額は千円未満の端数を切り捨てる。

別紙 3

就学前教育・保育施設整備交付金調書

(元号) 年度 こども家庭庁所管

(市町村名) ○○県 ○○市

国		地方公共団体										備考
歳出予算科目	交付決定の額 円	歳入			歳出							
		科	目	予算現額	収入済額	科	目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	翌年度緑越額
				円	円			円	円	円	円	円
(項)												
(目)												

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

(元号) 年度就学前教育・保育施設整備交付金による施設の工事着工報告書

(市町村名) ○○県 ○○市

施設の種類			施設の名称						設置団体			
建物の構造及び面積	構 造 造		工事費合計		円		直 営・請負の別					
	建築面積 m ²						契 約 年 月 日					
	延面積 m ²						着 工 年 月 日					
							完 成 予 定 年 月 日					
		年 月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
出 来 高	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(注) 前年度から繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙 5

(元号) 年度就学前教育・保育施設整備交付金による施設の工事進捗状況報告

施設種別

(市町村名) ○○県 ○○市

施 設 名	設 置 主 体	創設、増築 等の別	交 付 金 額	12月末日の 出来高	3月末日まで の出来高見込	繰越見込高	繰 越 見 込 額	備 考
			A 円	B %	C %	D (100-C) %	E (A×D) 円	
合 計								

(注) 前年度から繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙6－1（交付要綱6の（2）イの公立認定こども園以外）

第 号
年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条後段の規定により別紙6－2のとおり報告する。

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙6－2（交付要綱6の（2）イの公立認定こども園以外）

別紙6－3（交付要綱6の（2）イの公立認定こども園）

第 号
年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条後段の規定により別紙6－4のとおり報告する。

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙6-4(交付要綱6の(2)イの公立認定こども園)

番号	都道府県名	設置者名	国の予算の予算年度・予算区分	国の会計区分	事務費（千円）	交付決定額（千円）

算定対象事業	施設名	事業名	構造区分	完了・未完了	契約後工事費（千円）	概算工事費（千円）	年度充当額（千円）	繰越額（千円）	完了（予定）年月日
合計					0	0	0	0	

交付決定額（千円）	年度充当額 + 繰越額（千円）		合計（千円）
	A	B	
0	0	0	0

別紙6－4 記入要領

(1) 番号、都道府県名、設置者名

都道府県番号、都道府県名、設置者名を記入する。

(2) 国の予算の予算年度・予算区分

交付決定を受けた国の予算の予算年度及び予算区分（当初予算や補正予算等）を記入する。

(3) 国の会計区分

交付決定を受けた会計の区分（一般会計など）を記入する

(4) 算定対象事業

交付金の算定対象となった事業に「○」を記入する。交付決定の条件で定められた期間内に交付対象となる経費が生じない事業は「×」を記入する。また、交付金の算定対象となっていない事業は空欄とする。

(5) 施設名～構造区分

施設名、事業名、建物区分、構造区分を記入する。

(6) 完了・未完了

施設整備計画に計上した事業で、交付金を充当した事業のうち、充当額が確定した（繰越を行わない）事業は「完了」と記入する。繰越を行う事業は「未完了（繰越事業）」と記入する。

(7) 契約後工事費

契約後工事費※を記入する。変更契約が行われた場合は変更後の額※を記入する。

※別紙2様式1－8（対象経費算出表）の「事業に要した経費」（D）と同額。

(8) 概算工事費

施設整備計画の「事業全体の概算工事費」欄に記載されている金額と一致する。

(9) 年度充当額

事務費から工事費への流用額も含めた充当額を記入する。

(10) 繰越額

繰越額を記入する。

(11) 完了（予定）年月日

事業の完了を確認した日付（完成検査調書の調査実施年月日など）又は完了予定日の日付を記入する。

別紙7

第 号
年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

自治体の長

（元号） 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（元号） 年 月 日 第 号で交付決定を受けた（元号） 年度就学前教育・保育施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

1 整備計画等内における施設の種類及び名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告書による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金等返還相当額） 金 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

（注） 前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。